

第4期中期目標期間における国立大学法人 運営費交付金の在り方について（資料編）



文部科学省高等教育局
国立大学法人支援課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 国立大学の現状について…………… 1

- 国立大学の種類・規模…………… 2
- 国立大学の法律上の目的・役割…………… 3
- 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移…………… 4
- 国立大学の組織の見直し…………… 5
- 国立大学法人等（90法人）の経常収益の推移…………… 6
- 国立大学法人等（90法人）の経常費用の推移…………… 7
- 外部資金 間接経費比率（令和元年度受入額）…………… 8
- 我が国における研究力…………… 9
- 日本全体研究者に対する競争的資金と採択時年齢の関係（2017）…………… 10
- 研究資金の「主たる財源」による研究者の分類…………… 11
- 研究資金獲得状況と論文輩出の関係性（総論文）…………… 12
- 機関種別 研究資金獲得状況と論文輩出の関係性（総論文）…………… 13

2. 国立大学法人運営費交付金の これまでの状況について…………… 14

- 国立大学法人運営費交付金予算額の推移…………… 15
- 令和3年度国立大学法人運営費交付金予算額の構成・概要…………… 16
- 運営費交付金算定ルールの概要（第3期中期目標期間）…………… 17
- 国立大学法人運営費交付金の全体イメージ（令和3年度予算）…………… 18

- 各法人の機能強化の方向性に応じた「3つの重点支援の枠組み」…………… 19
- 国立大学法人運営費交付金における3つの重点支援枠について…………… 20
- 国立大学法人運営費交付金における評価の仕組み（令和3年度予算）…………… 21
- 国立大学の機能強化を推進するための組織整備の例（令和3年度新規分）…………… 22
- 大規模学術フロンティア促進事業等の一覧（14プロジェクト）…………… 23
- 共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点一覧（令和3年4月現在）…………… 24

3. 国立大学改革の動向について…………… 25

- 国立大学の法人化の考え方…………… 26
- 法人化の際の国会審議における附帯決議…………… 27
- 国立大学法人化以後の流れ…………… 28
- 指定国立大学法人制度について…………… 29
- 国立大学改革方針【概要】…………… 30
- これまでの国立大学改革の取組について…………… 31
- 国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体へ～ 最終とりまとめ…………… 32
- 国立大学法人法の一部を改正する法律の概要…………… 33
- 国立大学法人等による出資の範囲…………… 34

1. 国立大学の現状について

国立大学の種類・規模

R3.4.1現在

86
大学

総合 47	7学部以上			21	〔北海道、東北、※筑波、千葉、東京、新潟、富山、信州、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、広島、山口、愛媛、九州、長崎、熊本、鹿児島、琉球〕
	6学部	7	〔山形、静岡、島根、徳島、香川、高知、佐賀〕		
	5学部	9		〔弘前、茨城、宇都宮、埼玉、横国、岐阜、三重、大分、宮崎〕	
	4学部	8		〔岩手、秋田、群馬、※金沢、福井、山梨、和歌山、鳥取〕	
	3学部	2	〔※福島、滋賀〕		
その他 39	教員養成系			11	〔北海道教育、宮城教育、東京学芸、上越教育、愛知教育、京都教育、大阪教育、兵庫教育、奈良教育、鳴門教育、福岡教育〕
	工学			10	〔室蘭工業、北見工業、東京農工②、※東京工業⑥、電気通信、長岡技術科学、名古屋工業、豊橋技術科学、京都工芸繊維、九州工業②〕
	医学	4	〔旭川医科、東京医科歯科②、浜松医科、滋賀医科〕		
	社会	2	〔小樽商科、一橋④〕		
	専門 外国語	1	〔東京外国語③〕		
	芸術	1	〔東京芸術②〕		
	体育	1	〔鹿屋体育〕		
	海洋	1	〔東京海洋③〕		
	畜産	1	〔帯広畜産〕		
	障害	1	〔筑波技術②〕		
	女子大学	2	〔お茶の水③、奈良女子③〕		
大学院大学	4		〔政策研究、総合研究、北陸先端科学技術、奈良先端科学技術〕		

・※は学群等制度を持つ大学
 ・○の中の数字は学部数
 ・赤字は医学部を持つ大学

教育基本法（抄）（昭和二十二年法律第二十五号）

第二章 教育の実施に関する基本

（大学）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

学校教育法（抄）（昭和二十二年法律第二十六号）

第九章 大学

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

国立大学法人法（抄）（平成十五年法律第百十二号）

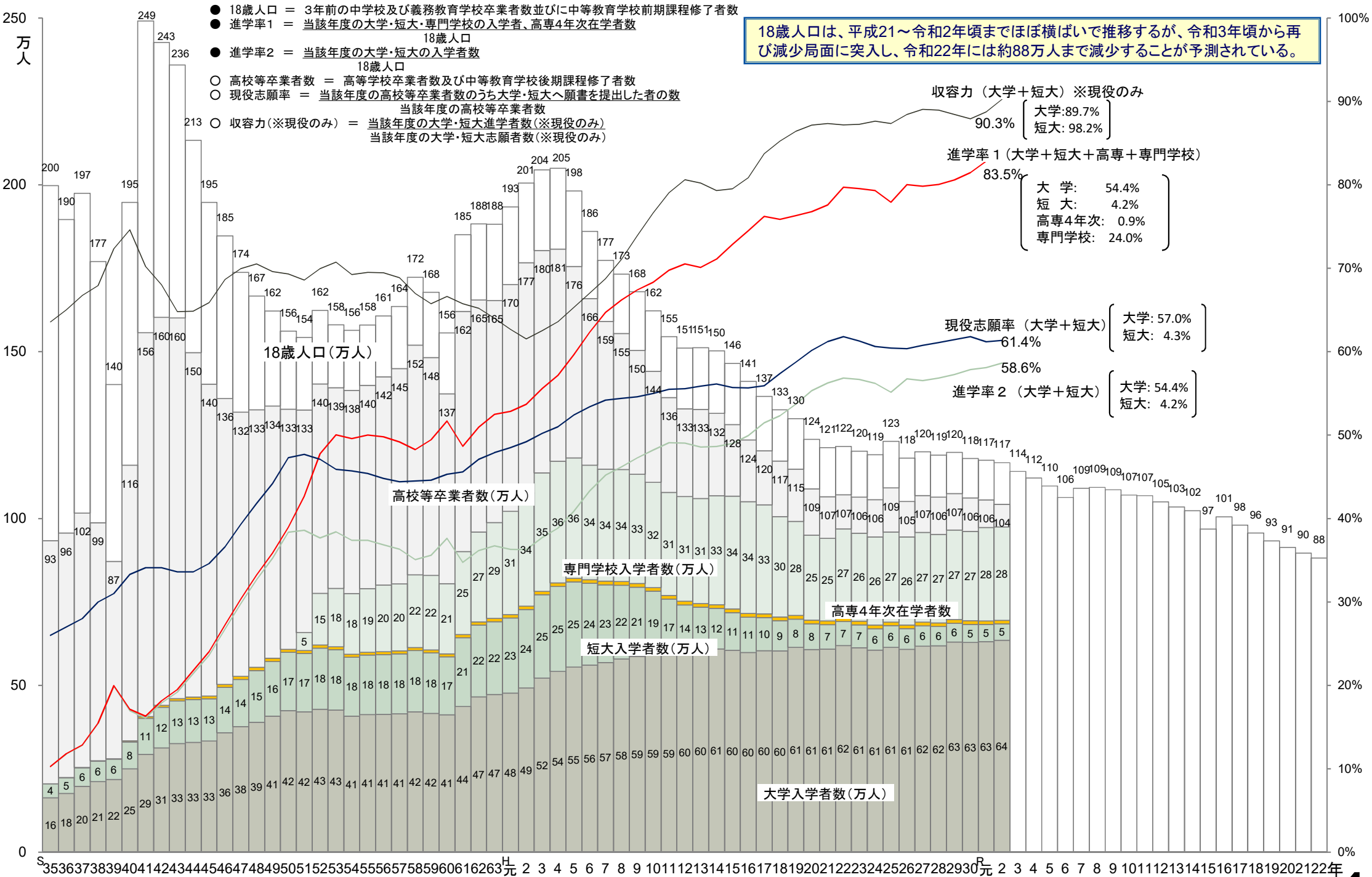
第一章 総則

第一節 通則

（目的）

第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

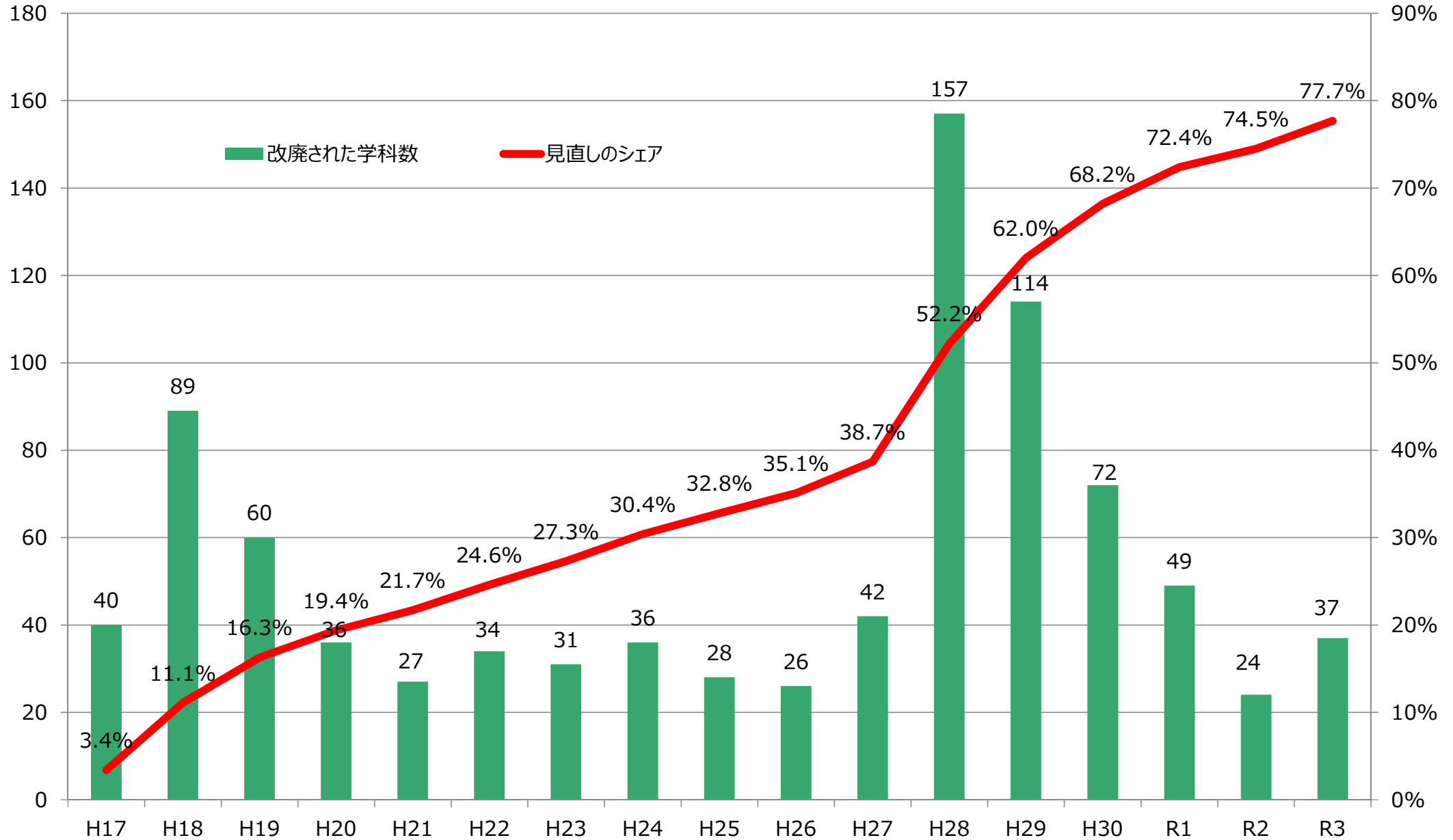
18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



出典: 文部科学省「学校基本統計」。令和15年～22年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成
 ※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

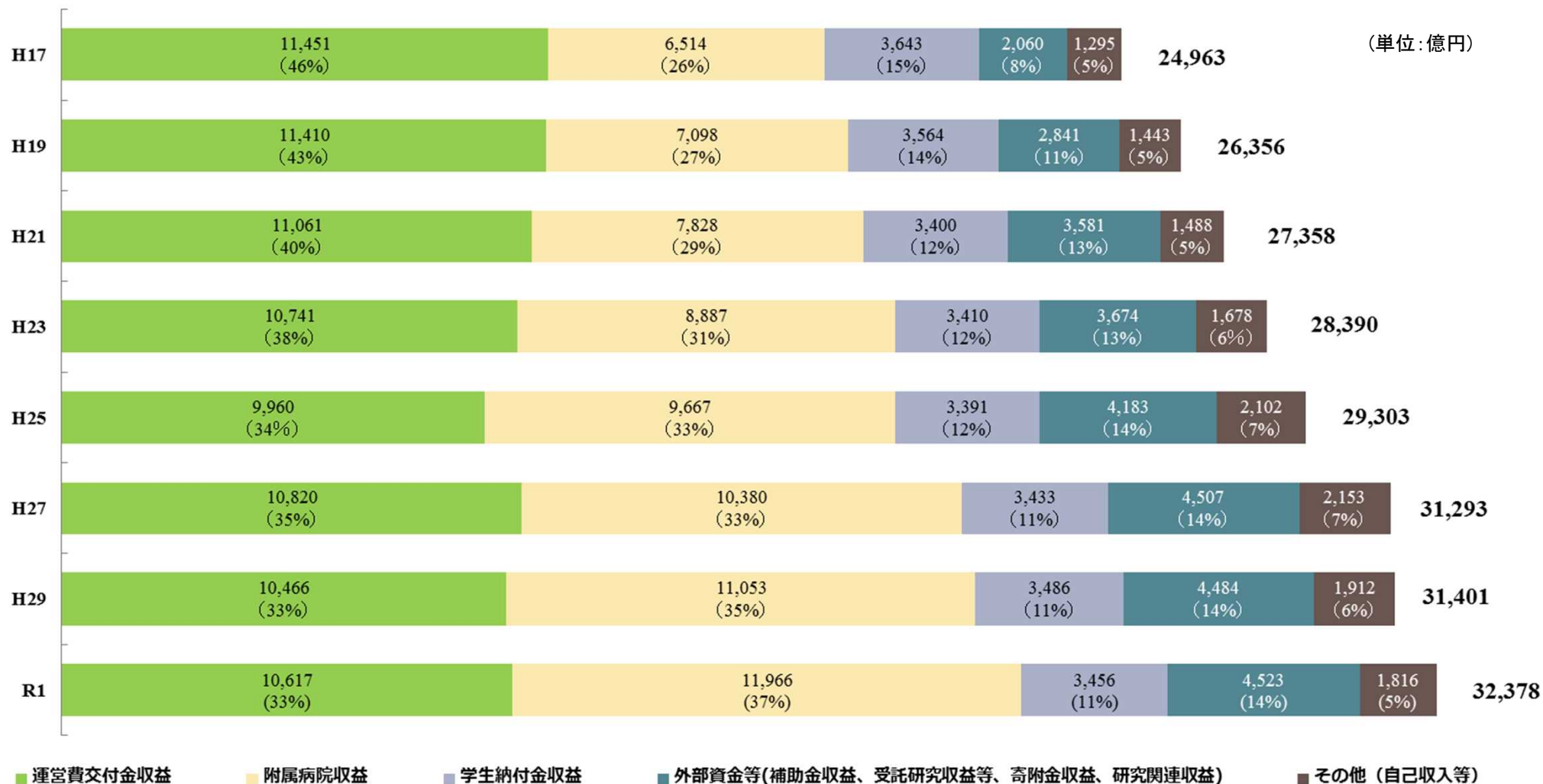
国立大学の組織の見直し

平成16年度における国立大学の全学科数：1,161
平成17～令和3年度に改廃された学科数計（延べ）：902



国立大学法人等(90法人)の経常収益の推移

- 国立大学法人等の決算ベースによる経常収益については、高度先端医療の実施等に伴う附属病院収益の増加や、共同研究や寄附金といった外部資金の受入額増に伴い、経常費用と同様に**全体として増加傾向**。
- 一方、運営費交付金収益については近年同額程度で推移。

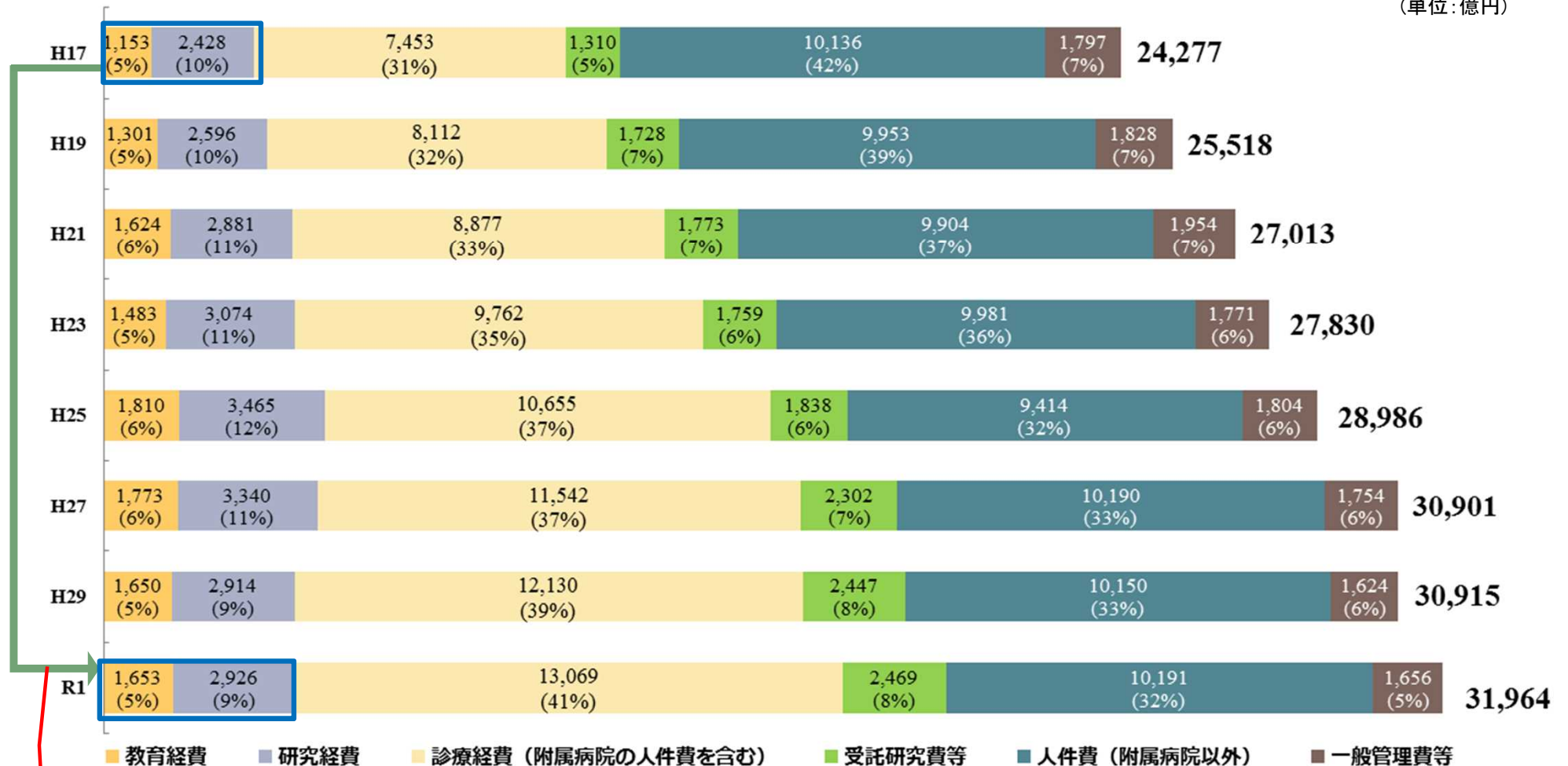


各国立大学法人「令和元事業年度財務諸表」等を基に作成

国立大学法人等(90法人)の経常費用の推移

- 国立大学法人等の決算ベースによる経常費用については、教育研究の高度化や国立大学等が果たすべき役割の多様化に加え、光熱水料の単価の上昇、消費税増税といった外的要因もあり、**全体として増加傾向**。(平成17年度と比して約1.3倍)
- 特に、附属病院については、前述の高度先端医療の実施やそれに伴う医薬品費の増加、医療安全等に係る人員体制の整備等の影響により、事業費が大幅に増加。

(単位:億円)



平成17年度と比較して、**教育研究経費は約1,000億円増加**

各国立大学法人「令和元事業年度財務諸表」等を基に作成

外部資金 間接経費比率(令和元年度受入額)

1 科学研究費補助金

国立大学法人	大学共同利用機関法人	全法人
28.8%	29.4%	28.9%

2 受託研究（株式会社等）

国立大学法人	大学共同利用機関法人	全法人
24.6%	26.5%	24.6%

3 共同研究（株式会社等）

国立大学法人	大学共同利用機関法人	全法人
16.6%	13.4%	16.5%

各国立大学法人「令和元事業年度財務諸表附属明細書」を基に文部科学省が作成

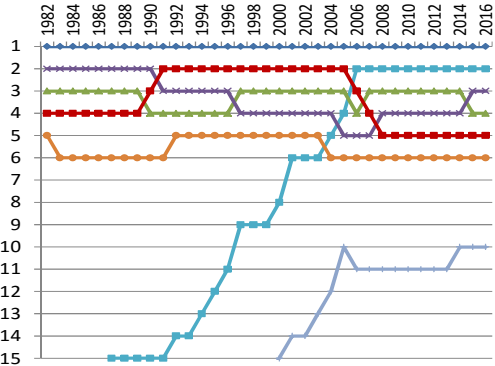
我が国における研究力

「研究力強化・若手研究者
支援総合パッケージ」から抜粋
R2. 1. 23
総合科学技術・イノベーション会議

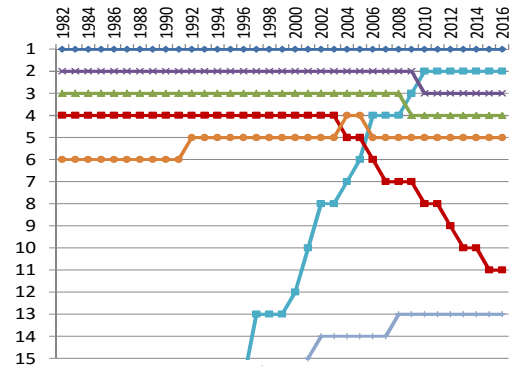
現状

- ・他の先進国が論文数を増やす中、我が国のみが同水準にとどまり、国際的なシェアが大幅に減少。
- ・注目度の高い論文数(Top10%補正論文数)においてはその傾向はより顕著。
- ・国際的に注目される研究領域(サイエスマップ)への我が国の参画領域数・割合が停滞。

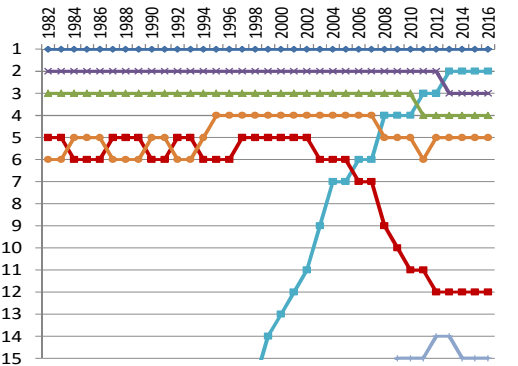
論文数(整数)の世界ランク



Top10%補正論文数(整数)の世界ランク



Top1%補正論文数(整数)の世界ランク



○注目研究領域への参画数・参画割合の推移

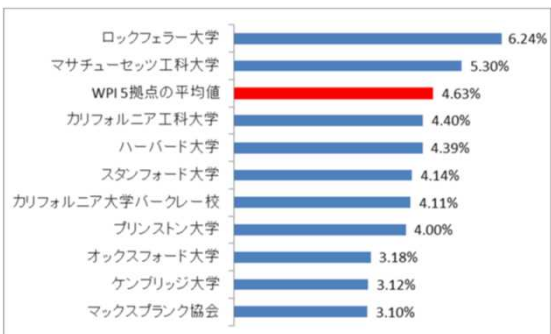


資料：科学技術・学術政策研究所「サイエスマップ2016」
NISTEP REPORT No. 178 (2018年10月)

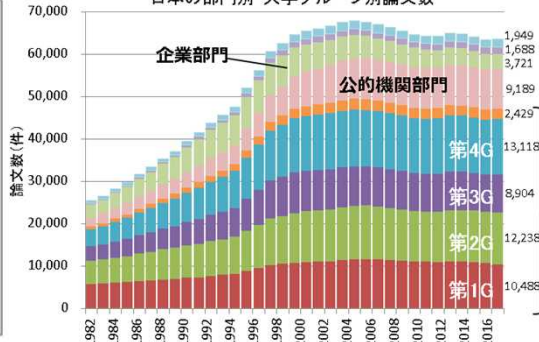
出典：文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学研究のベンチマーキング2019」調査資料-284 (2019年8月)

- ・研究拠点や研究分野によっては、世界のトップ大学に伍して質の高い論文を輩出するなど、高いポテンシャルがある。
- ・我が国の研究力は、セクター・役割・規模等の異なる多様な研究機関の層が支えている。

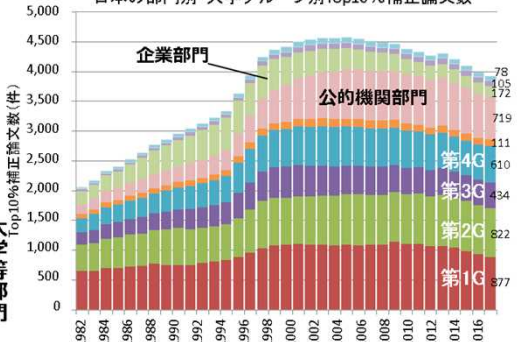
2007年度WPI採択拠点におけるTOP1%論文の総論文数に占める割合



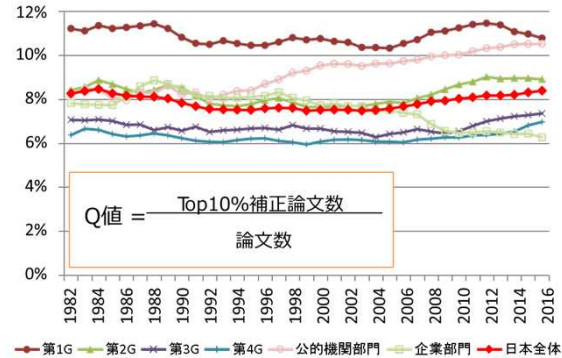
日本の部門別・大学グループ別論文数



日本の部門別・大学グループ別Top10%補正論文数



日本の部門別・大学グループ別の論文数に占めるTop10%補正論文数の割合



$$Q値 = \frac{\text{Top10\%補正論文数}}{\text{論文数}}$$

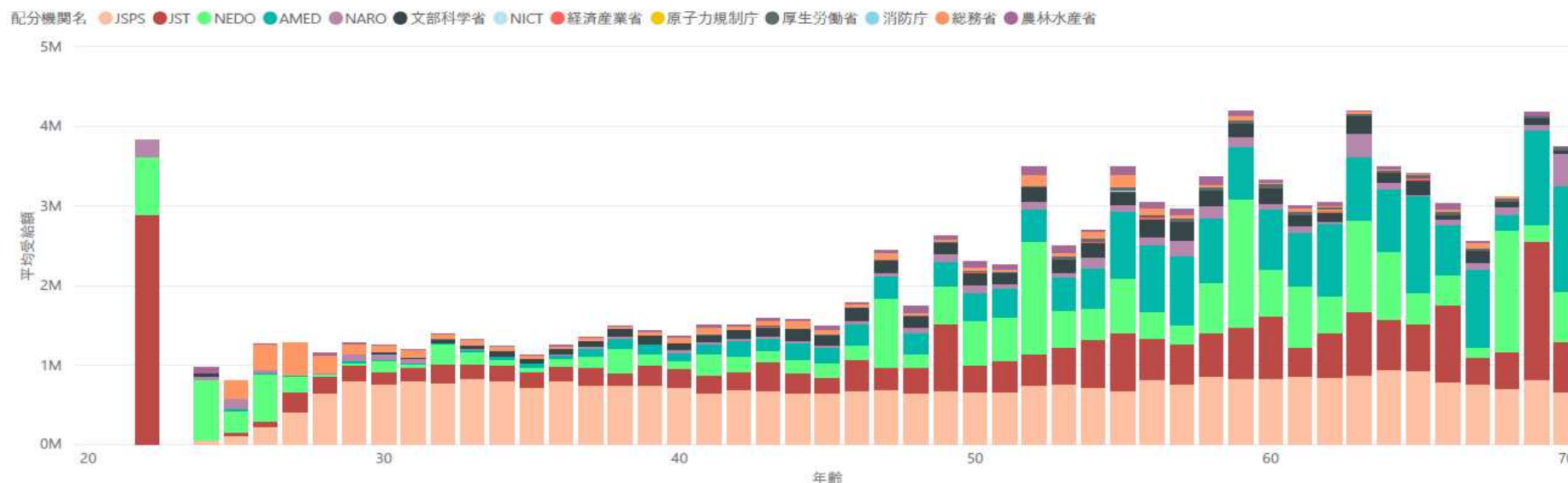
- 【参考】第1G：論文数シェアが1%以上の大学のうち、シェアが特に大きい上位4大学
- 第2G：論文数シェアが1%以上の大学のうち、第1Gを除いた大学
- 第3G：論文数シェアが0.5%以上～1%未満の大学
- 第4G：論文数シェアが0.05%以上～0.5%未満の大学

出典：文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学研究のベンチマーキング2019」調査資料-284 (2019年8月)

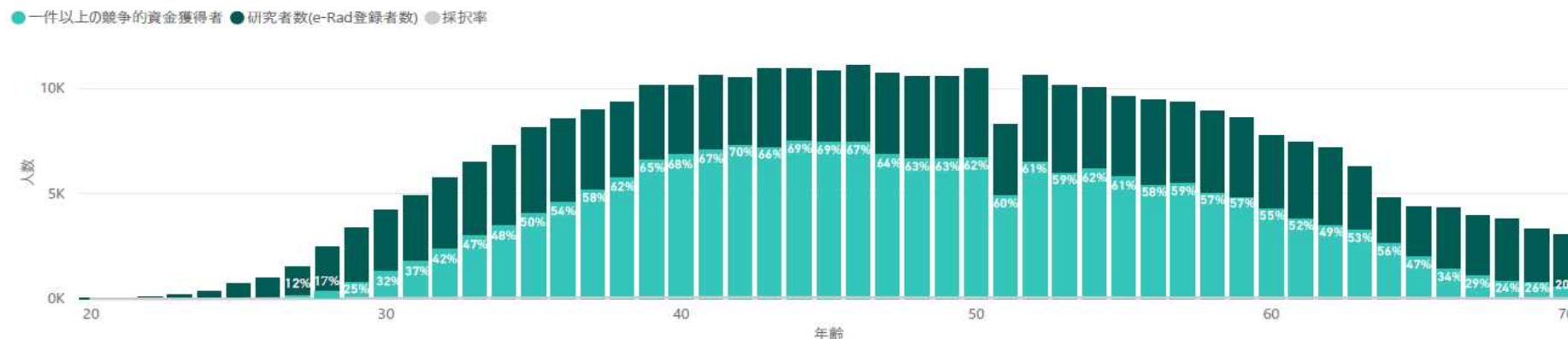
我が国の研究力を多角的に分析・評価するには、従来の論文数や被引用度といった指標に加え、イノベーション創発、新領域開拓、多様性への貢献等、新たな評価指標の開発が必要。また、研究機関のセクター・役割・規模等毎の分析・評価も重要。

日本全体研究者に対する競争的資金と採択時年齢の関係(2017)

直接経費/配分機関 (※ e-Radに登録されている研究者のうち採択者の平均受給額)



年齢別研究者数 (e-Rad登録者数) と採択者数



※ e-Radに登録されたデータを利用して内閣府が作成 (代表研究者に配分された資金は分担研究者と合わせて均等按分処理)

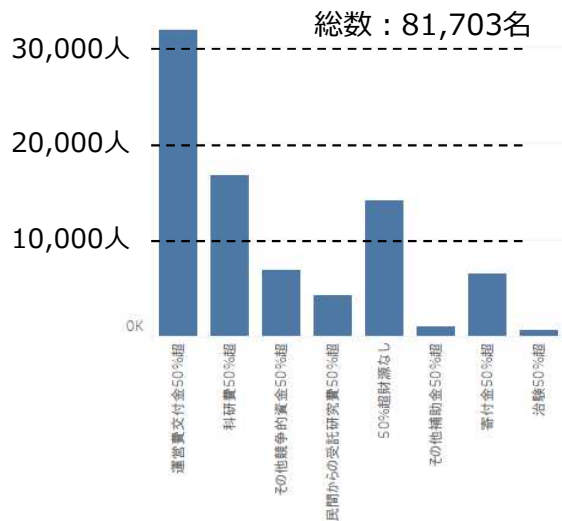
出典:「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」参考資料集
令和2年1月 総合科学技術・イノベーション会議

研究資金の「主たる財源」による研究者の分類

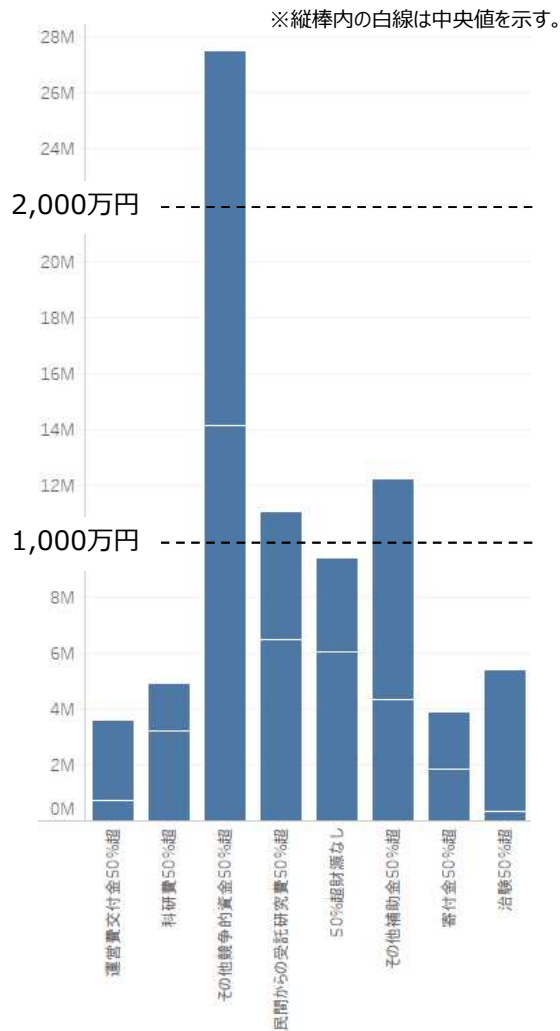
第4期中期目標期間における
国立大学法人運営費交付金の在り方に
関する検討会（第2回）R2.11.17
上山委員説明資料から抜粋

研究者個人ごとに、獲得した研究資金の財源別割合を算出。
割合が50%を超える財源を「主たる財源」として、研究者を8グループに分類。

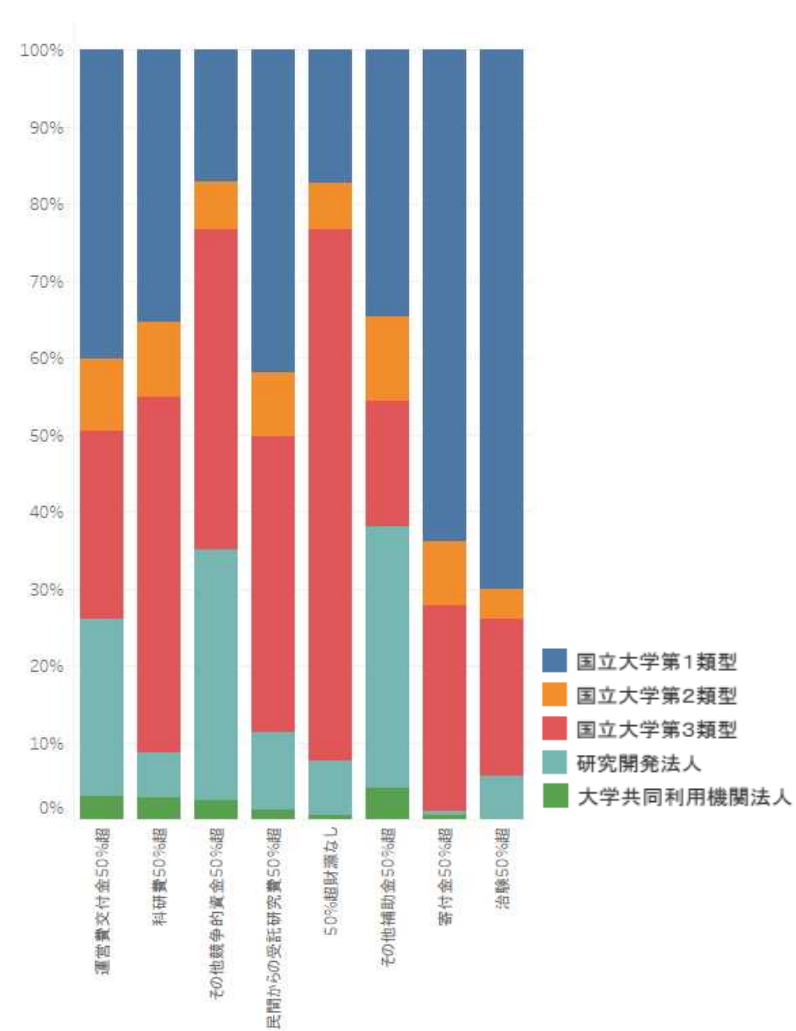
研究者分類別 人数



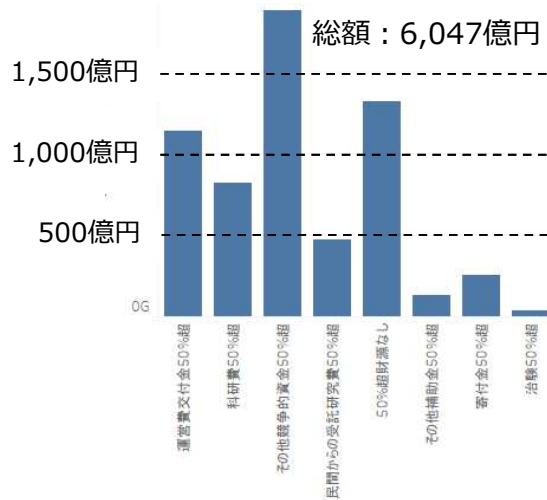
研究者分類別 平均金額



研究者分類別 機関構成



研究者分類別 合計金額

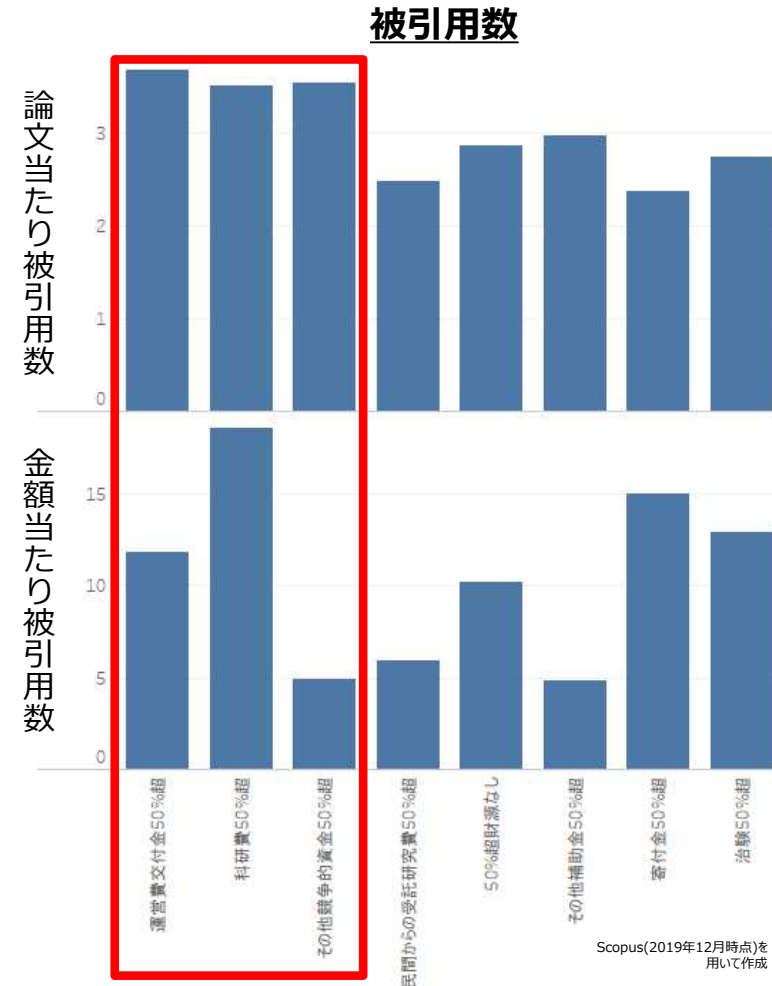
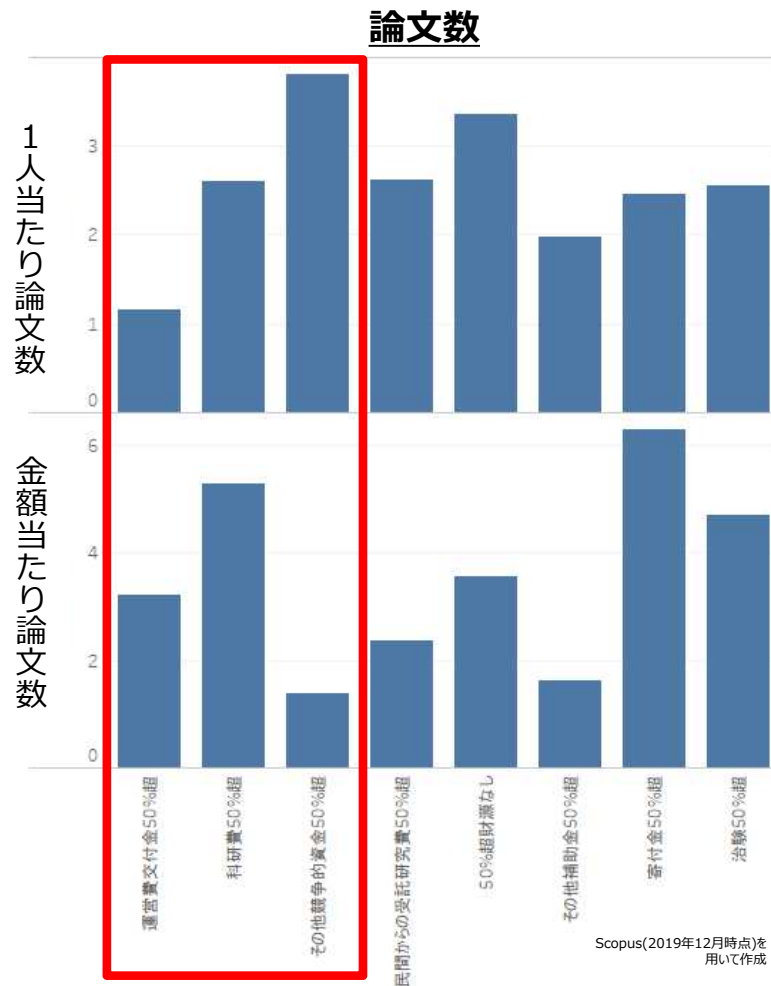


研究資金獲得状況と論文輩出の関係性(総論文)

第4期中期目標期間における
国立大学法人運営費交付金の在り方に
関する検討会(第2回)R2.11.17
上山委員説明資料から抜粋

- 金額当たり論文数・被引用数は、「科研費50%超」>「運営費交付金等50%超」>「その他競争的資金50%超」となっている。
- 「その他競争的資金50%超」は、高い金額を獲得しているため金額当たりの論文アウトプットが低くなる傾向が見られる。

e-Radに登録されたデータとElsevierの論文データ(2018年分)を利用して内閣府が作成



機関種別 研究資金獲得状況と論文輩出の関係性(総論文)

第4期中期目標期間における
国立大学法人運営費交付金の在り方に
関する検討会(第2回)R2.11.17
上山委員説明資料から抜粋

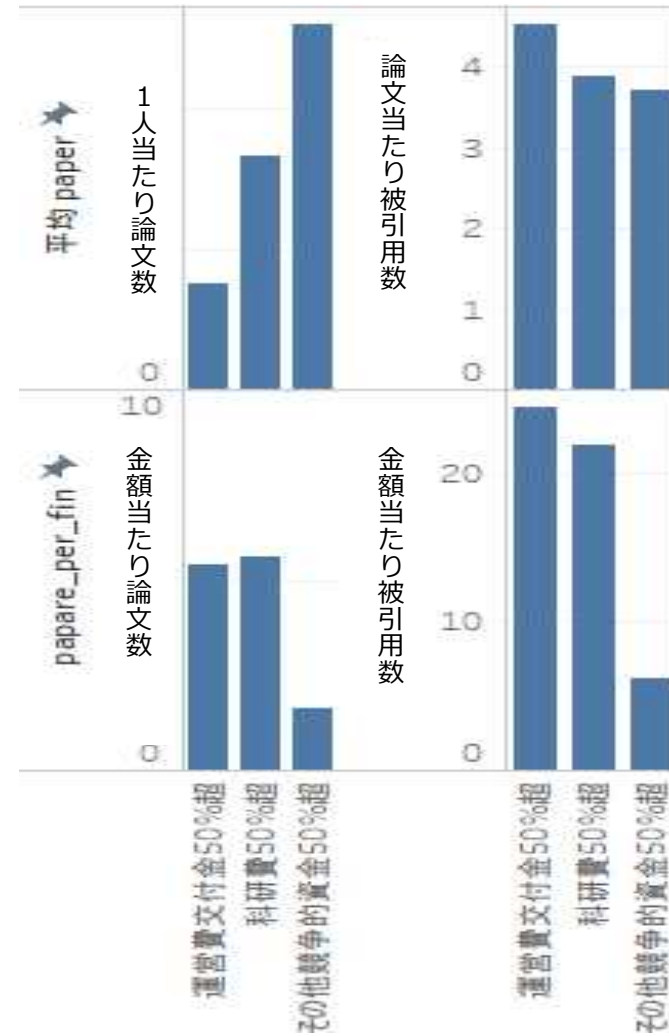
e-Radに登録されたデータとElsevierの論文データ(2018年分)を利用して内閣府が作成

例：A大学（第2層研究大学）



Scopus(2019年12月時点)を用いて作成

例：B大学（研究中心大学）

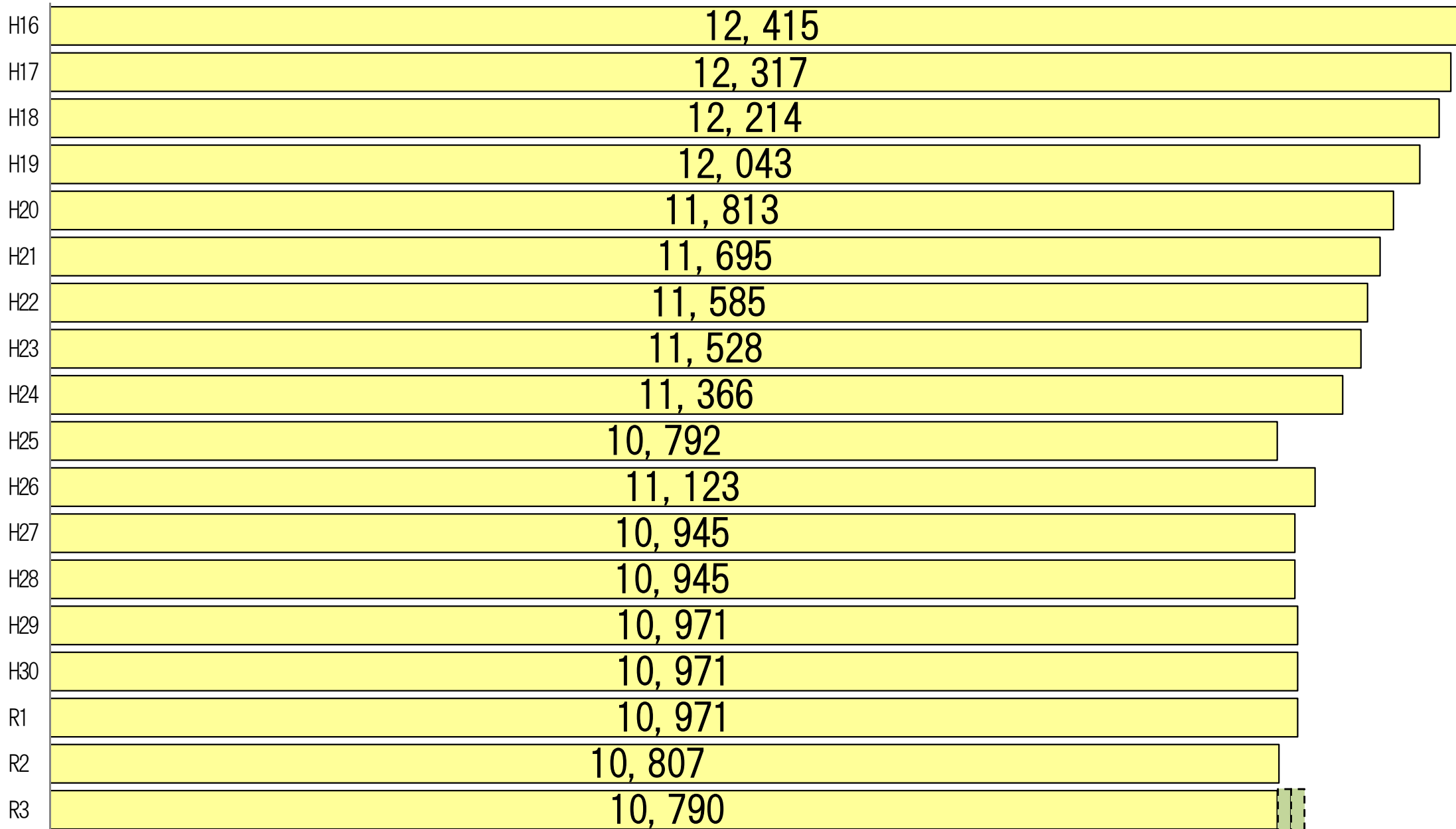


Scopus(2019年12月時点)を用いて作成

2. 国立大学法人運営費交付金の これまでの状況について

国立大学法人運営費交付金予算額の推移

(単位：億円)



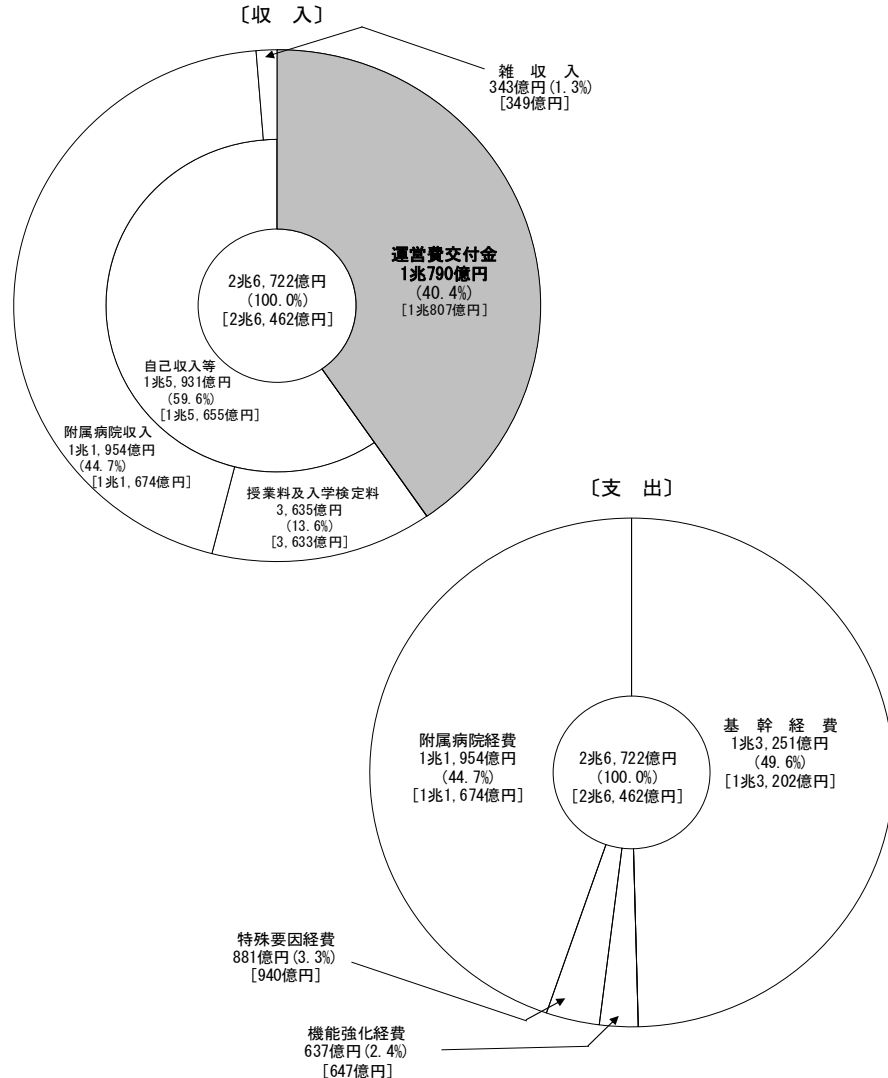
※平成29年度・平成30年度予算額には、国立大学法人機能強化促進費を含む。
 ※令和2年度予算から、高等教育修学支援新制度の授業料等減免分を内閣府に計上。
 ※令和3年度予算においては、用地一括購入長期借入金債務償還経費（令和2年度までの経費）の当然▲減（▲44億円）がある。

令和2年度第3次補正予算
 基盤的設備整備：100億円、最先端研究基盤整備：102億円

令和3年度国立大学法人運営費交付金予算額の構成・概要

令和3年度国立大学法人運営費交付金予算額の構成
(大学共同利用機関法人を含む89法人)

令和2年度 運営費交付金 額	令和3年度 運営費交付金 額	対前年度 増▲減額
1兆807億円	1兆790億円	▲16億円



令和3年度国立大学法人運営費交付金予算額の概要
(大学共同利用機関法人を含む89法人)

令和2年度 運営費交付金 額	令和3年度 運営費交付金 額	対前年度 増▲減額
1兆807億円	1兆790億円	▲16億円

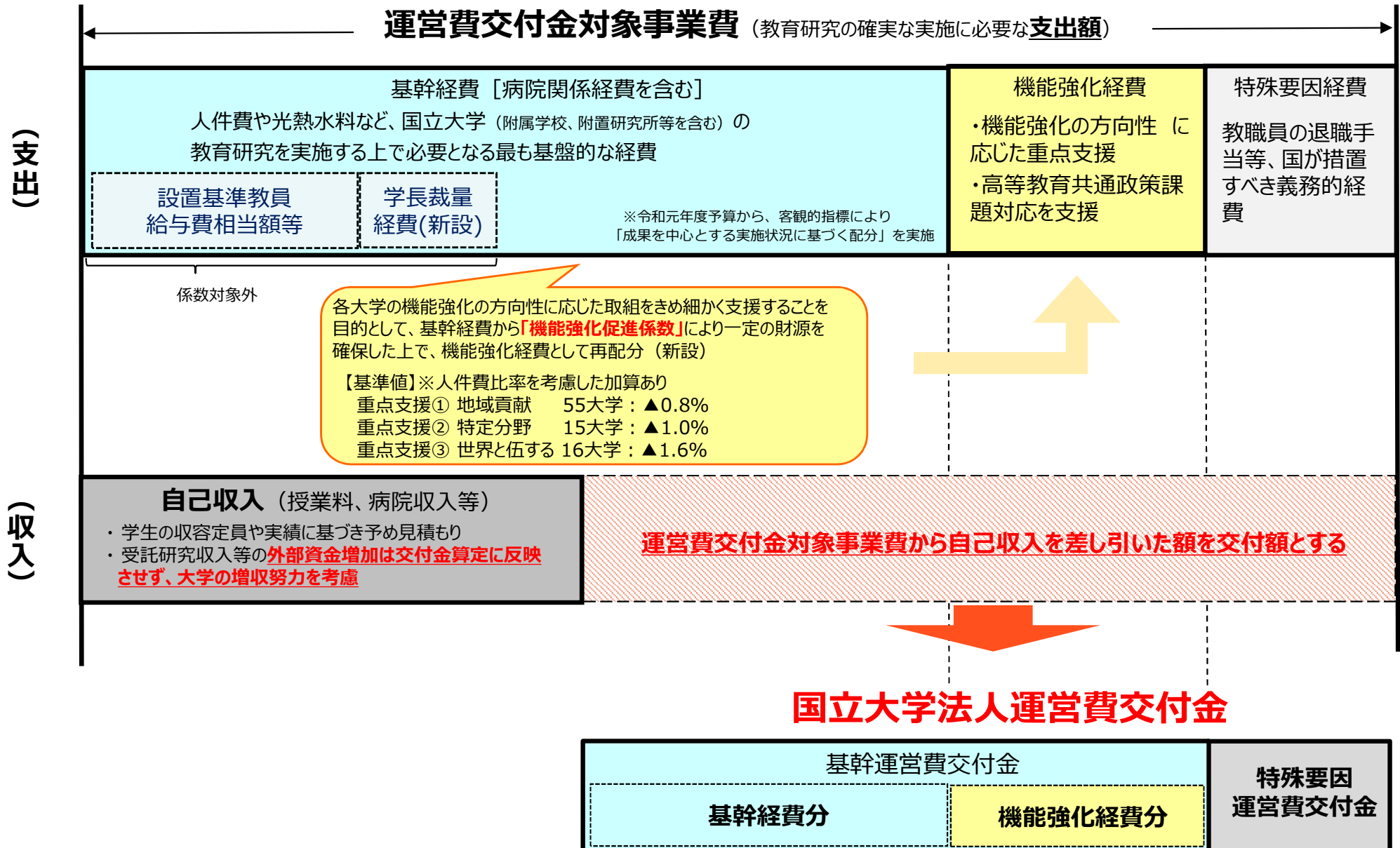
(収入)		(支出)	
授業料等	3,635億円 (3,633億円)		
雑収入	343億円 (349億円)		
運営費交付金	10,790億円 (10,807億円)	基幹経費	13,251億円 (13,202億円) 【49億円増】
		機能強化経費	637億円 (647億円) 【▲10億円減】
		特殊要因経費	881億円 (940億円) 【▲59億円減】
		附属病院収入	11,954億円 (11,674億円) 【280億円増】
		附属病院経費	11,954億円 (11,674億円) 【280億円増】
		事業費	26,722億円 (26,462億円) 【260億円増】

- ※1. 各項目における()書きは、前年度の金額である。
- ※2. 本資料においては、外部資金(受託研究収入、寄附金収入、特許料収入等)など、運営費交付金算定対象外のものに係る計数は含んでいない。
- ※3. 特殊要因運営費交付金の減額の主な要因は、「用地一括購入長期借入金債務償還経費」の当然減(▲44億円)である。
- ※4. 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

- ※1. 各項目における[]書きは、前年度の金額である。
- ※2. 本資料においては、外部資金(受託研究収入、寄附金収入、特許料収入等)など、運営費交付金算定対象外のものに係る計数は含んでいない。
- ※3. 特殊要因運営費交付金の減額の主な要因は、「用地一括購入長期借入金債務償還経費」の当然減(▲44億円)である。
- ※4. 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

運営費交付金算定ルール概要 (第3期中期目標期間)

- 「運営費交付金算定ルール」は中期計画に記載する6年間の予算の大枠を算定するためのものであり、これによって各事業年度の予算額が決定するものではないことに留意



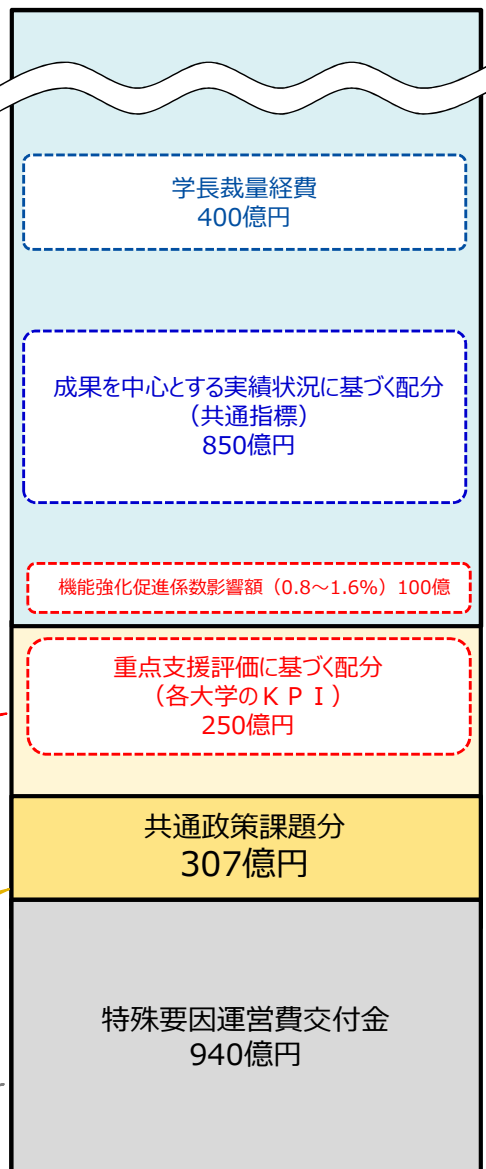
国立大学法人運営費交付金の全体イメージ (令和3年度予算)

令和2年度予算
 <1兆807億円>

令和3年度予算
 <1兆790億円>

基幹経費分
 9,220億円

法人化時の各法人の学生数・
 教員数等の規模を踏まえ配分



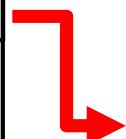
機能強化促進分
 340億円

第3期中期目標期間中の各
 法人の機能強化の方向性に
 応じた重点支援
 [有識者の評価等に基づき配分]

高等教育に共通する
 政策課題への対応
 [有識者の評価等に基づき配分]

退職手当等の
 国が措置すべき義務的経費

第3期
 算定ルール
 に基づき抛
 出(約100億円)



基幹経費分
 9,273億円

【参考】評価対象経費の変遷

	R1年度	R2年度	R3年度
共通指標	700億円	850億円	1,000億円
重点支援評価	300億円	250億円	200億円

機能強化促進分
 302億円

- ・共同利用・共同研究拠点の強化
 - ・学術研究の大型プロジェクトの推進
 - ・数理・DS・AI教育の全国展開
 - ・教育研究基盤設備の整備
- 等



基幹経費化
 (150億円)

このほか、令和2年度第3次補正予算において
 ・基盤的設備整備 : 100億円
 ・最先端研究基盤整備 : 102億円 を計上

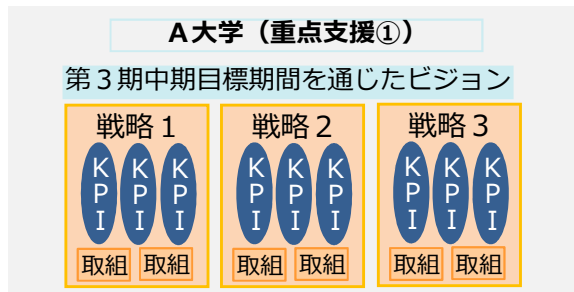
各法人の機能強化の方向性に応じた「3つの重点支援の枠組み」

国立大学法人(86大学)

- 各大学の強み・特色を發揮し、**機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援**するため、国立大学法人運営費交付金のなかに「3つの重点支援の枠組み」を創設。**各大学は3つの枠組みから1つを選択**

重点支援①	地域のニーズに応える人材育成・研究を推進	55大学
重点支援②	分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進	15大学
重点支援③	世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進	16大学

- 第3期中期目標期間の機能強化を実現するための「ビジョン」「戦略」及び、その達成状況を把握するための「評価指標(KPI)」を各大学が**主体的に作成**



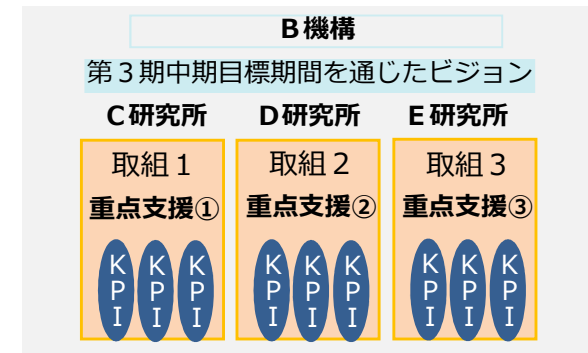
- 全国立大学で**296の「戦略」、943の「評価指標(KPI)」**を設定し、**PDCAサイクルの確立に向けて努力**

※2020年度。2018年度は1,847項目のKPIが設定されていたが、分かりやすさの観点から精選。

大学共同利用機関法人(4機構)

- 大学共同利用機関法人の特性に応じて、**大学全体を俯瞰し、関連分野をはじめとする学術研究全般の研究機能を更に強化**するため、国立大学法人運営費交付金のなかに「3つの重点支援の枠組み」を創設。**各機構は取組別に枠組みを選択**

重点支援①	先導的なモデルとなる研究システムの創出につながる研究力強化の取組
重点支援②	大学の枠を越えた研究拠点を形成・強化する取組
重点支援③	大学全体を支える研究環境基盤を構築・強化する取組



- 全共同利用機関法人で**41の「取組」、137の「評価指標(KPI)」**を設定し、**PDCAサイクルの確立に向けて努力**

※2020年度

- ✓ 「評価指標(KPI)」の内容や**進捗状況を対象に、外部有識者からの意見を踏まえて評価**を行い、予算の重点支援に反映
- ✓ 各法人の**改革意欲を受け止め、強み・特色をさらに發揮することで、機能強化を一層加速**

2021年度予算の状況

- 6年間の中期目標期間を通じた各法人の機能強化を支援するため、第3期中期目標期間中は本枠組みを継続して実施。

国立大学法人運営費交付金における3つの重点支援枠について

【重点支援①】

主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援

北海道教育大学
室蘭工業大学
小樽商科大学
帯広畜産大学
旭川医科大学
北見工業大学
弘前大学
岩手大学
宮城教育大学
秋田大学
山形大学
福島大学
茨城大学
宇都宮大学
群馬大学
埼玉大学
横浜国立大学
新潟大学
長岡技術科学大学
上越教育大学
富山大学
福井大学
山梨大学
信州大学
岐阜大学
静岡大学
浜松医科大学
愛知教育大学

名古屋工業大学
豊橋技術科学大学
三重大学
滋賀大学
滋賀医科大学
京都教育大学
京都工芸繊維大学
大阪教育大学
兵庫教育大学
奈良教育大学
和歌山大学
鳥取大学
島根大学
山口大学
徳島大学
鳴門教育大学
香川大学
愛媛大学
高知大学
福岡教育大学
佐賀大学
長崎大学
熊本大学
大分大学
宮崎大学
鹿児島大学
琉球大学

55大学

【重点支援②】

主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援

筑波技術大学
東京医科歯科大学
東京外国語大学
東京学芸大学
東京芸術大学
東京海洋大学
お茶の水女子大学
電気通信大学
奈良女子大学
九州工業大学
鹿屋体育大学
政策研究大学院大学
総合研究大学院大学
北陸先端科学技術大学院大学
奈良先端科学技術大学院大学

15大学

【重点支援③】

主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学を支援

北海道大学
東北大学
筑波大学
千葉大学
東京大学
東京農工大学
東京工業大学
一橋大学
金沢大学
名古屋大学
京都大学
大阪大学
神戸大学
岡山大学
広島大学
九州大学

16大学

国立大学法人運営費交付金における評価の仕組み（令和3年度予算）

◆ 成果を中心とする実績状況に基づく配分

配分対象経費 令和3年度：1,000億円（令和2年度：850億円）

・趣旨／特徴

- ✓ 評価の客観性の確保
- ✓ 改革インセンティブと安定性・継続性のバランスに配慮
- ✓ 学問分野ごとの特性を踏まえた評価となるよう、教育及び研究に係る評価については実績を学系※ごとに分けて評価

※国立大学法人評価の中で、(独)大学改革支援・学位授与機構が実施する教育研究に関する評価において実施される「現況分析」における評価単位
（人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合文系、総合理系、総合融合系、大学共同利用機関の11学系）

・評価／配分のイメージ

文部科学省において、
成果や実績を相対的に評価するための配分指標、
配分対象経費、指標毎の配分率を決定



文部科学省において、
各大学の基幹経費における配分対象経費(基礎額)※に
指標毎に配分率を乗じ、配分額を決定

※交付金全体に占める当該大学のシェア率を基に算定

配分指標・配分対象経費

令和3年度予算

1,000億円

【教育】 120億円	教育	卒業・修了者の就職・進学等の状況	45億円
	教育	博士号授与の状況	45億円
	教育	カリキュラム編成上の工夫の状況	30億円
【研究】 455億円	研究	若手研究者比率	150億円
	研究	交付金等コスト当たりTOP10%論文数(重点③のみ)	115億円
	研究	常勤教員当たり研究業績数	95億円
	研究	常勤教員当たり科研費獲得額・件数	95億円
	研究	常勤教員当たり受託・共同研究受入額	95億円
【経営】 425億円	経営	人事給与マネジメント改革状況	70億円
	経営	ダイバーシティ環境醸成の状況	15億円
	経営	会計マネジメント改革状況	70億円
	経営	寄附金等の経営資金獲得実績	150億円
	経営	施設マネジメント改革状況	25億円

指標毎の配分率

指標の数値の
重点支援評価の枠組内に
おける位置により指標毎の
配分率を決定

	配分率
上位10%以上に位置	120%
20%以上	115%
30%以上	110%
40%以上	105%
50%以上	100%
70%以上	95%
80%以上	90%
90%以上	85%
90%未満	80%

3つの重点支援の枠組ごとの配分増▲減額 (R3年度)

重点① (55大学)	▲0.9億円減	～	+0.7億円増
重点② (15大学)	▲0.3億円減	～	+0.6億円増
重点③ (16大学)	▲4.1億円減	～	+6.3億円増

国立大学の機能強化を推進するための組織整備の例(令和3年度新規分)

・地域の教育研究拠点として地方創生に資する教育研究組織の設置や、Society5.0に向けた人材育成や世界最高水準の教育研究の実現及び新型コロナウイルス感染症に対応した拠点の形成といった体制の構築に対して重点的に支援。

「卓越研究」

九州大学
海洋プラスチック汚染
国際研究拠点

深刻な地球環境問題である海洋プラスチック汚染の解決に向け、本分野を牽引してきた九州大学が、汚染の主たるソースの**東南アジア海域をフィールドとし、国内外の大学・研究機関が参画する国際的な研究拠点**として「海洋プラスチック汚染国際研究拠点」を設置。**ポスト・プラスチック社会の実現に向けたイノベーションに方向性を与える機能**を持たせる。

山梨大学
山梨GLIAセンター

先端脳科学研究において強みを有する山梨大学が、脳機能の本質に関わる重要細胞として世界的に注目を集める「**グリア細胞**」に関する**先端研究を強力に推進する拠点**として「山梨GLIAセンター」を設置。**グリア・免疫学研究を基軸として、新たな研究分野の創出を狙う**とともに、**先端脳科学研究における次なるブレイクスルーを目指す**。

東北大学
先端スピントロニクス
研究開発センター

「**スピントロニクス**」領域における**世界のパイオニア**として認知されている東北大学が、**世界トップレベルの研究拠点を形成**するため「先端スピントロニクス研究開発センター」を設置。**スピントロニクスに基づく科学技術を世界に先駆けて開拓・先導**し、基礎から応用まで切れ目のない研究開発を目指す。

「地方創生」

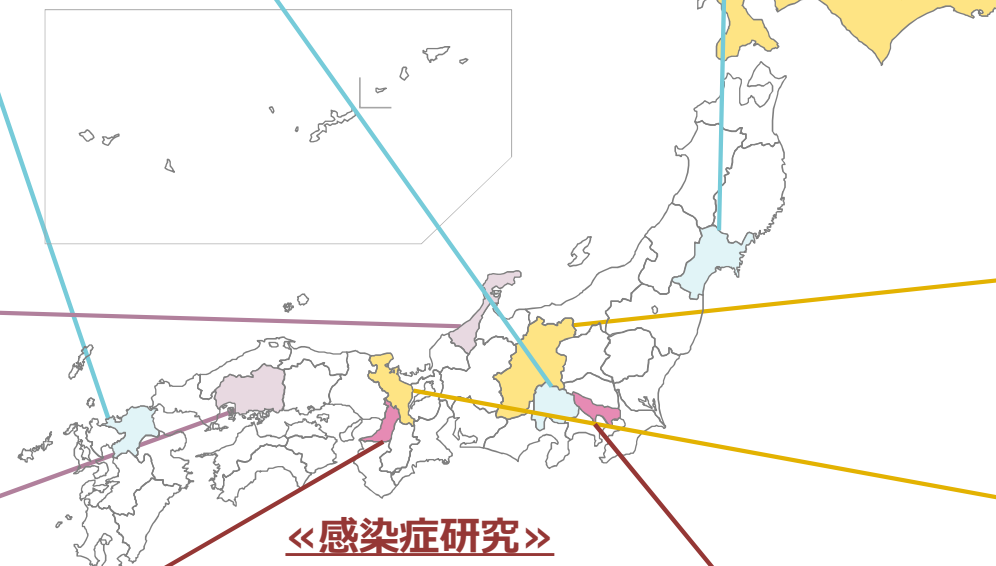
北海道大学
数理・データサイエンス
教育研究センター

これまで共同研究等の積み重ねにより培ってきた産業界等との関係性を基に、より**高度で実践的な産官学地域連携により社会課題解決に取り組む教育研究機能を実現**するため、「数理・データサイエンス教育研究センター」を設置し、**産官学地域連携・教育・研究を高度に有機的に連携**させる。加えて、DS・AIスキルを有し、社会のデザインに取り組む人材を育成するための基盤を構築する。

「Society5.0」

金沢大学
高度モビリティ研究所(仮称)

金沢大学が有する強みを活かして、**自動運転技術の更なる高度化**を推進。また、国や地域等との連携により、自動運転をサービスとして実装・展開する上での**社会課題の解決等に文系・理系の垣根を越えて取り組む体制**を構築。さらに、これらの知見や経験を活かし、**地域や超スマート社会を支える高度専門人材を育成**。以上の取組を総合的に推進することにより、**次世代のモビリティ社会の実現に貢献**。



信州大学
信州アカデミア構想

継続して実績を積み重ねてきた**地域の課題解決の取組等をさらに発展**させるため、ユニバーシティ・エンゲージメント室を設置し、**海外の大学・地域とも連携したグローバルな地域活性化事業や人材循環を生み出す事業を構築**するとともに、地域を創造する「知」の好循環を信州全域で実現する「**信州アカデミア構想**」の発展を目指す。

広島大学
IDEC機構

全学をあげて「Society 5.0」の国際展開によるSDGs達成を担う国際協力人材を養成する教育研究組織として「IDEC機構」を設置。平和を希求する総合大学として学際的なアプローチで地球規模の課題解決に貢献するとともに、**国立大学初の事例として、アリゾナ州立大学のキャンパスを学内に設置する等、大学のグローバル化を強力に推進**。

大阪大学
新興感染症総合研究開発拠点

【国内における先導的なワクチン開発研究】**新型コロナウイルスをはじめとする新興感染症を克服し、将来の脅威に備える**ため、大阪大学における世界トップレベルの研究組織を最大限に活用した**新興感染症総合研究開発拠点を構築**し、**ワクチン開発・創薬・デバイス開発による研究成果の社会還元を推進**。

東京医科歯科大学
グローバル感染症征圧
プラットフォーム(仮称)

【**感染症専門の人材育成及び診療・制御拠点**】新型コロナウイルス感染症に最前線に対応する東京医科歯科大学が、全学をあげた**感染症対応体制を確立し、厚生労働省や東京都との連携の下、全国規模での感染症専門人材の育成・充実**や、有事における**都の感染症対策・征圧**に貢献。

京都工芸繊維大学
KITコンソーシアム博士人材育成プログラム

地元企業等で構成するコンソーシアムを活用するとともに、経験豊富な実務家教員も参画し、近年進展が著しい**マテリアル・インフォマティクス、マテリアル・インテグレーションによる新素材・新材料(ネオマテリアル)を開発できる人材を博士後期課において育成**するとともに、新規材料に係る**地域との共同研究開発の推進により、素材産業の革新・再生**を図り、我が国の**国際競争力の強化**に貢献。

「感染症研究」

大規模学術フロンティア促進事業等の一覧(14プロジェクト)

日本語の歴史的典籍の国際共同研究ネットワーク構築計画

(人間文化研究機構国文学研究資料館)

日本語の歴史的典籍30万点を画像データベース化し、新たな異分野融合研究や国際共同研究の発展を目指す。古典籍に基づく過去のオーロラの研究、江戸時代の食文化の研究など他機関や産業界と連携した新たな取組を開始。



大型光学赤外線望遠鏡「すばる」の共同利用研究

(自然科学研究機構国立天文台)

米国ハワイ島に建設した口径8.2mの「すばる」望遠鏡により、銀河が誕生した頃の宇宙の姿を探る。約129億光年離れた銀河を発見するなど、多数の観測成果。



大型電波望遠鏡「アルマ」による国際共同利用研究の推進

(自然科学研究機構国立天文台)

日米欧の国際協力によりチリに建設した口径12mと7mの電波望遠鏡からなる「アルマ」により、生命関連物質の探索や惑星・銀河形成過程の解明を目指す。



超大型望遠鏡TMT計画の推進

(自然科学研究機構国立天文台)

日米加中印の国際協力により口径30mの「TMT」を米国ハワイに建設し、太陽系外の第2の地球の探査、最初に誕生した星の検出等を目指す。



超高性能プラズマの定常運転の実証

(自然科学研究機構核融合科学研究所)

我が国独自のアイデアによる「大型ヘリカル装置(LHD)」により、高温高密度プラズマの実現と定常運転の実証を目指す。また、将来の核融合炉の実現に必要な学理の探求と体系化を目指す。



スーパーKEKBによる実験研究

(高エネルギー加速器研究機構)

加速器のビーム衝突性能を増強し、宇宙初期の現象を多数再現して「消えた反物質」「暗黒物質の正体」「質量の起源」の解明など新しい物理法則の発見・解明を目指す。前身となる装置では、小林・益川博士の「CP対称性の破れ」理論(2008年ノーベル物理学賞)を証明。



大強度陽子加速器(J-PARC)による実験研究

(高エネルギー加速器研究機構)

日本原子力研究開発機構と共同で、世界最大級のビーム強度を持つ陽子加速器施設を運営。ニュートリノなど多様な粒子ビームを用いて基礎研究から応用研究に至る幅広い研究を推進。



フォトンファクトリー(PF)による物質と生命の探究

(高エネルギー加速器研究機構)

学術研究、さらには産業利用を通じ物質の構造と機能の解明を目指す。白川先生(2000年ノーベル化学賞)、赤崎先生・天野先生(2014年ノーベル物理学賞)などの研究に貢献。



高輝度大型ハドロン衝突型加速器(HL-LHC)による素粒子実験

(高エネルギー加速器研究機構)

CERNが設置するLHCについて、陽子の衝突頻度を10倍に向上し、現行のLHCよりも広い質量領域での新粒子探索や暗黒物質の直接生成等を目指す国際共同プロジェクト。日本はLHCにおける国際貢献の実績を活かし、引き続き加速器及び検出器の製造を国際分担。



新しいステージに向けた学術情報ネットワーク(SINET)整備

(情報・システム研究機構国立情報学研究所)

国内の大学等を100Gbpsの高速通信回線ネットワークで結び、共同研究の基盤を提供。国内900以上の大学・研究機関、約300万人の研究者・学生が活用。



南極地域観測事業

(情報・システム研究機構国立極地研究所)

南極の昭和基地での大型大気レーダー(PANSY)による観測等を継続的に実施し、地球環境変動の解明を目指す。オゾンホール発見など多くの科学的成果。



スーパーカミオカンデによるニュートリノ研究の推進

(東京大学宇宙線研究所)

超大型水槽(5万トン)を用いニュートリノを観測し、その性質の解明を目指す。2015年梶田博士はニュートリノの質量の存在を確認した成果によりノーベル物理学賞を受賞。また、2002年小柴博士は、前身となる装置でニュートリノを初検出した成果により同賞を受賞。



大型低温重力波望遠鏡(KAGRA)計画

(東京大学宇宙線研究所)

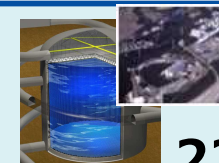
一辺3kmのL字型のレーザー干渉計により重力波を観測し、ブラックホールや未知の天体等の解明を目指すとともに、日米欧による国際ネットワークを構築し、重力波天文学の構築を目指す。



ハイパーカミオカンデ計画の推進

(東京大学宇宙線研究所、高エネルギー加速器研究機構)

ニュートリノ研究の次世代計画として、超高感度光検出器を備えた総重量26万トンの大型検出器の建設及びJ-PARCの高度化により、ニュートリノの検出性能を著しく向上。素粒子物理学の大統一理論の鍵となる未発見の陽子崩壊探索やCP対称性の破れなどのニュートリノ研究を通じ、新たな物理法則の発見、素粒子と宇宙の謎の解明を目指す。



共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点一覧(令和3年4月現在)

国立大学27大学67拠点

- ・東京外国語大学
アジア・アフリカ言語文化研究所
- ・東京工業大学
フロンティア材料研究所
- ・一橋大学
経済研究所
- ・新潟大学
脳研究所
- ・金沢大学
がん進展制御研究所
環日本海域環境研究センター
- ・名古屋大学
未来材料・システム研究所
宇宙地球環境研究所
低温プラズマ科学研究センター
- ・京都大学
人文科学研究所
ウイルス・再生医学研究所
エネルギー理工学研究所
生存圏研究所
防災研究所
基礎物理学研究所
経済研究所
複合原子力科学研究所
霊長類研究所
生態学研究センター
放射線生物研究センター
野生動物研究センター
東南アジア地域研究研究所
- ・大阪大学
微生物病研究所
蛋白質研究所
社会経済研究所
接合科学研究所
レーザー科学研究所

- ・鳥取大学
乾燥地研究センター
- ・岡山大学
資源植物科学研究所
惑星物質研究所
- ・広島大学
放射光科学研究センター
- ・徳島大学
先端酵素学研究所
- ・愛媛大学
地球深部ダイナミクス研究センター
沿岸環境科学研究センター
- ・高知大学
海洋コア総合研究センター
- ・九州大学
生体防御医学研究所
応用力学研究所
マス・フォア・インダストリ研究所
- ・佐賀大学
海洋エネルギー研究センター
- ・長崎大学
熱帯医学研究所
- ・熊本大学
発生医学研究所
- ・琉球大学
熱帯生物圏研究センター

国際共同利用・共同研究拠点7拠点

- (国立大学)
- ・東北大学
金属材料研究所
- ・東京大学
医科学研究所
宇宙線研究所
- ・京都大学
化学研究所
数理解析研究所
- ・大阪大学
核物理研究センター
- (私立大学)
- ・立命館大学
アート・リサーチセンター

16大学6ネットワーク型拠点24研究施設

※○は中核施設

【物質・デバイス領域共同研究拠点】

- ・北海道大学 電子科学研究所
- ・東北大学 多元物質科学研究所 ○
- ・東京工業大学 化学生命科学研究所
- ・大阪大学 産業科学研究所
- ・九州大学 先端物質化学研究所

【学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点】

- ・北海道大学 情報基盤センター
- ・東北大学 サイバーサイエンスセンター
- ・東京大学 情報基盤センター ○
- ・東京工業大学 学術国際情報センター
- ・名古屋大学 情報基盤センター
- ・京都大学 学術情報メディアセンター
- ・大阪大学 サイバーメディアセンター
- ・九州大学 情報基盤研究開発センター

【生体医歯工学共同研究拠点】

- ・東京医科歯科大学 生体材料工学研究所 ○
- ・東京工業大学 未来産業技術研究所
- ・静岡大学 電子工学研究所
- ・広島大学 ナノデバイス・バイオ融合科学研究所

【放射線災害・医科学研究拠点】

- ・広島大学 原爆放射線医科学研究所 ○
- ・長崎大学 原爆後障害医療研究所
- ・福島県立医科大学 ふくしま国際医療科学センター

【北極域研究共同推進拠点】

- ・北海道大学 北極域研究センター ○
(連携施設)
- ・情報・システム研究機構国立極地研究所
国際北極環境研究センター
- ・海洋研究開発機構
北極環境変動総合研究センター

【放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点】

- ・弘前大学 被ばく医療総合研究所
- ・福島大学 環境放射能研究所
- ・筑波大学 アイソトープ環境動態研究センター ○
(連携施設)
- ・日本原子力研究開発機構福島研究開発部門福島研究開発拠点
廃炉環境国際共同研究センター
- ・量子科学技術研究開発機構量子医学・医療部門
高度被ばく医療センター福島再生支援研究部
- ・国立環境研究所福島支部



●: 共同利用・共同研究拠点の所在地
●: 国際共同利用・共同研究拠点の所在地

公立大学7大学10拠点

- ・会津大学
宇宙情報科学研究センター
- ・横浜市立大学
先端医科学研究センター
- ・名古屋市立大学
不育症研究センター
創薬基盤科学研究所
- ・大阪市立大学
都市研究プラザ
人工光合成研究センター
数学研究所
- ・和歌山県立医科大学
みらい医療推進センター
- ・兵庫県立大学
自然・環境科学研究所天文科学センター
- ・北九州市立大学
環境技術研究所先制医療工学研究センター
／計測・分析センター

私立大学16大学17拠点

- ・法政大学
野上記念法政大学能楽研究所
- ・明治大学
先端数理科学インスティテュート
- ・早稲田大学
各務記念材料技術研究所
坪内博士記念演劇博物館
- ・東京工芸大学
風工学研究センター
- ・中部大学
中部高等学術研究所国際GISセンター
- ・藤田医科大学
総合医科学研究所
- ・京都芸術大学
舞台芸術研究センター
- ・同志社大学
赤ちゃん学術研究センター
- ・大阪商業大学
JGSS研究センター
- ・関西大学
ソノネットワーク戦略研究機構
- ・自治医科大学
先端医療技術開発センター
- ・慶應義塾大学
ハルネデータ設計・解析センター
- ・昭和大学
発達障害医療研究所
- ・玉川大学
脳科学研究所
- ・東京農業大学
生物資源ゲノム解析センター
- ・東京理科大学
総合研究院火災科学研究所

55大学107拠点【国立30大学、公立8大学、私立17大学】

分類	分野	拠点数	分類	分野	拠点数	分類	分野	拠点数	計
国立	理・工	35(5)	公私立	理・工	10	ネット ワーク	理・工	4	49(5)
	医・生	28(1)		医・生	10		医・生	2	40(1)
	人・社	10		人・社	8(1)		人・社	0	18(1)
計		73(6)	計		28(1)	計		6	107(6)

※ ()は国際共同利用・共同研究拠点(内数)

3. 国立大学改革の動向について

法人化の目的

- 国立大学は我が国の高等教育と学術研究の水準の向上と均衡ある発展に大きな役割を果たしている。
- 自律的な環境の下で国立大学を一層活性化し、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む、より個性豊かな魅力ある国立大学を実現すること等を目的として、国立大学を法人化。

新しい「国立大学法人」像について

(平成14年3月26日)

- ①大学ごとに法人化し、自律的な運営を確保
- ②「民間的発想」のマネジメント手法を導入
 - 「役員会」制の導入によりトップマネジメントを実現
 - 全学的視点から資源を最大限に活用した戦略的な経営
- ③「学外者の参画」による運営システムを制度化
 - 「学外役員制度」を導入
 - 役員以外の運営組織にも学外者の参加を制度化
 - 学外者も参画する「学長選考委員会」が学長を選考
- ④「能力主義」人事を徹底 ⇒ 「非公務員型」へ
 - 能力・業績に応じた給与システムを各大学の責任で導入
 - 事務職を含め学長の任命権の下での全学的な人事を実現
- ⑤「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行

法人化の際の国会審議における附帯決議

- 学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、教育研究の特性に配慮（衆・参）
- 学長等がそれぞれの役割・機能を果たすとともに相互に連携（衆・参）
- 役員等については教育研究や運営に高い知見を有する者を選任（衆・参）。政府や他法人からの役員の選任についてはその必要性を十分に勘案（参）
- 学長選考会議の構成は公正性・透明性を確保（参）
- 中期目標・計画の認可にあたって大学の自主性・自律性を尊重（衆）。中期目標の変更はやむをえない場合に限る（参）
- 法人評価にあたっては明確かつ透明性のある基準に従う（衆）。評価にあたっては学問分野の継承発展や大学が地域の教育等の基盤を支えている点にも配慮（参）。業績評価と資源配分を結びつけることについては大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って慎重な運用に努める（衆・参）
- 評価委員会の委員は教育研究や運営に高い知見を有する者を選任（参）
- 独法通則法の準用には、独法との違いに十分配慮（参）
- 運営費交付金等の算定にあたっては公正かつ透明性を確保（衆・参）。法人化前の公費投入額の十分な確保（衆）。所要額の確保（参）。学生納付金を適正な金額とする（衆・参）
- 国公立全体を通じた財政支出の充実。地方の大学の整備・充実（衆・参）
- 職員の勤務条件等の整備は教育研究の特性に配慮し、適切に実施（衆・参）。労働関係法規への対応（参）
- 認証評価制度の発展への資金確保と援助（参）
- 高等教育のグランドデザイン検討にあたっては広範な国民的議論を踏まえ行う（参）

国立大学法人化以後の流れ

持続的な“競争力”を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

第3期中期目標期間

(平成28年度～)

機能強化の推進

- ・地域貢献、専門分野、卓越性等3つの重点支援枠
- ・学長裁量経費の導入

基盤的経費の確保・資産の有効活用等

- ・平成28年度以降運営費交付金等予算は対前年度同額程度を確保
- ・学生への修学支援事業に対する国立大学への個人寄附への税額控除導入(平成28年度税制改正)
- ・土地等の第三者貸付対象の範囲拡大(国立大学法人法改正)
- ・寄付金等の運用対象の拡大(国立大学法人法改正)
- ・評価性資産の寄附に係る非課税要件緩和(平成30年度税制改正)
- ・学生・ポストクへの研究等支援事業に対する国立大学への個人寄附への税額控除導入(令和2年度税制改正)

「社会変革のエンジン」として
知の創出機能を最大化

国立大学経営力戦略

未来の産業・社会を支えるフロンティア形成

- ✓ 指定国立大学法人制度を創設し、文部科学大臣が指定する国立大学法人については、世界最高水準の教育研究活動が展開されるよう、高い次元の目標設定に基づき大学を運営(国立大学法人法改正)
- ✓ 世界最高水準の教育力と研究力を備え、人材交流・共同研究のハブとなる卓越大学院を形成
- ✓ 優れた若手研究者が安定したポストにつきながら、独立した自由な研究環境の下で活躍できるようにするため、「卓越研究員」制度を創設

《国立大学を取り巻く環境の変化》

- ・グローバル化
- ・少子高齢化の進展
- ・新興国の台頭などによる競争激化

第2期中期目標期間

(平成22～27年度)

法人化の長所を生かした改革を本格化

改革加速期間

- ・グローバル化、
- ・イノベーション創出、
- ・人事・給与システムの弾力化 など

大学改革実行プラン

(平成24年6月)
社会の変革のエンジンとなる大学づくり

- ・大学の機能再構築
- ・大学ガバナンスの充実・強化

ミッションの再定義

国立大学改革プラン (平成25年11月)

自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築

- ・強み・特色の重点化
- ・グローバル化
- ・イノベーション創出
- ・人材養成機能の強化

《国立大学法人化の意義》

- ・自律的・自主的な環境の下での国立大学活性化
- ・優れた教育や特色ある研究に向けてより積極的な取組を推進
- ・より個性豊かな魅力ある国立大学を実現

第1期中期目標期間

(平成16～21年度)

新たな法人制度の「始動期」

国立大学法人
スタート

平成16年度

平成22年度

平成25年度

平成28年度

指定国立大学法人制度について

1. 制度の趣旨

平成29年4月、国立大学法人法の改正により、我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができる制度を創設。

2. 指定国立大学法人とは

<指定の条件>

指定国立大学法人は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していく必要があるため、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、既に国内最高水準に位置していることを申請の要件として設定。

以下の項目を申請に当たって確認

【研究力】

- ・ 科学研究費助成事業の新規採択件数
- ・ トップ10%論文の状況

【社会との連携】

- ・ 受託・共同研究収益の割合
- ・ 寄附金収益の割合
- ・ 特許権実施等収入の割合
- ・ 大学発ベンチャー設立数の割合（第4期～）

【国際協働】

- ・ 国際共著論文比率
- ・ 留学生及び日本人派遣学生の割合（学部・大学院）
- ・ 外国人教員割合（第4期～）

<指定国立大学法人に関する特例>

- 出資対象範囲の拡大（大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用して商品等の開発・提供を行う事業者）への出資）
- 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮
- 余裕金の運用の認定特例（文部科学大臣の認定不要）

※今後も法人の要望の状況に応じて規制緩和を検討予定

3. 審査経過及び指定の状況

指定国立大学法人の審査は、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会（国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会指定国立大学法人部会）が書面審査、ヒアリング審査及び現地視察を実施。文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴いて指定。

【第3期指定について】

- ・ 指定国立大学法人部会による審査を経て、文部科学大臣による指定（東北・東京・京都）及び指定候補（東京工業・一橋・名古屋・大阪）へ 構想の充実・高度化の要請（平成29年6/30）
- ・ 指定候補における構想の充実・高度化を確認し、文部科学大臣により指定（平成30年3/20～令和元年9/5）

<指定国立大学法人>

国立大学法人東北大学（平成29年6月30日指定）
国立大学法人東京大学（平成29年6月30日指定）
国立大学法人京都大学（平成29年6月30日指定）
国立大学法人東京工業大学（平成30年3月20日指定）
国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学（平成30年3月20日指定）
国立大学法人大阪大学（平成30年10月23日指定）
国立大学法人一橋大学（令和元年9月5日指定）

【第4期指定について】

- ・ 公募（令和元年10/16～令和2年1/31）
- ・ 指定国立大学法人部会による審査を経て、文部科学大臣により指定（10/15）

<指定国立大学法人>

国立大学法人筑波大学（令和2年10月15日指定）
国立大学法人東京医科歯科大学（令和2年10月15日指定）

- ・ 公募（令和3年4/9～令和3年5/31）
- ・ 指定国立大学法人部会による審査（審査中：秋頃に文部科学大臣による指定）

<申請法人>


国立大学法人九州大学

国立大学改革方針【概要】

策定の趣旨

- 中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を踏まえ、国立大学協会等の関係者と議論
- 第3期中期目標期間後半の取組の加速と、第4期中期目標・中期計画の策定に向けた議論のキックオフとして、改革の方向と論点を提示
- 本方針を基に、各国立大学との徹底対話

これからの社会の姿

- デジタル化を背景とした知識集約型社会へのパラダイムシフト
 - 高等教育のグローバル化
 - 少子高齢化、地域分散型社会の形成への対応
- 
- 持続可能でインクルーシブな社会
 - 多様性にあふれる社会

国立大学の機能と役割

- 知識集約型社会において知をリードし、イノベーションを創出する知と人材の集積拠点としての役割。国立大学こそが社会変革の原動力
- 地域の教育研究拠点として、各地域のポテンシャルを引き出し、地方創生に貢献する役割

国立大学の強み

知と人材が集約し、
全国に戦略的に配置

取り組むべき方向性

1. 徹底的な教育改革
 - 文理横断的・異分野融合的な知を備えた人材の育成
 - 学修時間の確保や厳格な出口管理
2. 世界の「知」をリードするイノベーションハブ
 - イノベーション創出の基盤となる基礎研究の強化
 - 女性研究者、若手研究者等の多様な人材の登用・活躍促進
3. 世界・社会との高度で多様な頭脳循環
 - 組織全体を貫徹した大学の国際化の加速
 - リカレント教育の充実
4. 地域の中核として高度な知を提供
 - 「地域連携プラットフォーム（仮称）」を通じた地域構想策定
 - 地方創生の中心を担い、地域経済を活性化
5. 強靱なガバナンス
 - 人事給与マネジメント改革
 - 教育研究コストの「見える化」
6. 多様で柔軟なネットワーク
 - 「大学等連携推進法人（仮称）」を活用した教育研究資源の共有
 - オンラインを活用した教育基盤の共有体制の構築
7. 国立大学の適正な規模
 - 各大学が求められる役割を果たすために必要な規模の在り方を議論
 - 教員養成系大学・学部的高度化と、他大学との連携・集約



文部科学省の取組

- 手厚い支援と厳格な評価の徹底
 - 様々な取組を実現するための戦略的な資源配分
 - 運営費交付金算定におけるアウトカム指標の開発と活用
- 規制緩和と体制整備
 - 指定国立大学法人の更なる規制緩和と財源の多様化
 - 積極的な資産活用、留学生授業料弾力化等のための規制緩和

これまでの国立大学改革の取組について

これまでの改革の状況

評価に基づく
配分
(運営費交付金)

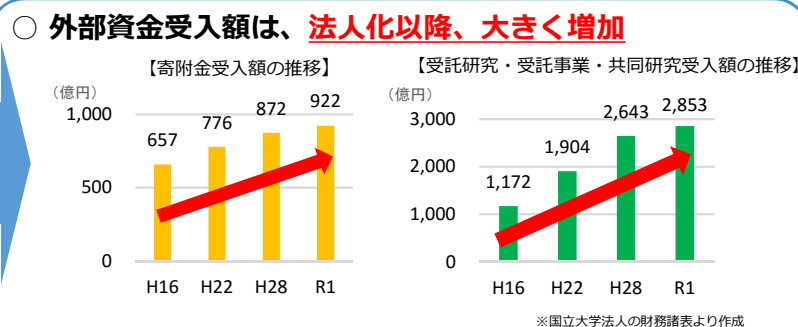
- 「**成果を中心とする実績状況に基づく配分**」を導入 (R元～)
→ 成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づく配分
【令和元年度：700億円 令和2年度：850億円 令和3年度：1,000億円】
- 「**3つの重点支援の枠組み**」による**評価に基づく再配分**
→ 各大学の強み・特色を発揮し、機能強化を推進 (H28～)
【重点支援①】地域のニーズに応える人材育成・研究を推進(55大学)
【重点支援②】分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進(15大学)
【重点支援③】世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進(16大学)

世界最高水準
の教育研究

- **世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる法人を「指定国立大学法人」として指定** (現在9法人を指定)

平成29年 6月30日 東北大学、東京大学、京都大学を指定
平成30年 3月20日 東京工業大学、名古屋大学を指定
平成30年10月23日 大阪大学を指定
令和 元年 9月 5日 一橋大学を指定
令和2年10月15日 筑波大学、東京医科歯科大学を指定

財務基盤の
強化



大学間ネット
ワークの強化

- **大学等の管理運営等の改善等を図るため、一つの国立大学法人が複数の大学を設置することが可能となる制度改正**

→ **国立大学法人東海国立大学機構** 設置 (R2)
(国立大学法人岐阜大学+国立大学法人名古屋大学)
【今後の法人統合予定】
・奈良教育大学、奈良女子大学 (R4予定)
・小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学 (R4予定)

更なる国立大学改革の推進

2019年

2月

「**人事給与とマネジメント改革に関するガイドライン**」策定
(業績評価・処遇への反映、年俸制の見直し、テュアトラック制・加給ポイント制の活用)

5月

経営改革を推進する**法律等の制度改正**
(一法人複数大学制度、外部理事の複数登用、国立大学法人評価と認証評価の連携)

6月

第4期中期目標期間(2022年度～)を見据えた「**国立大学の改革方針**」策定
(国立大学の役割、改革の方向性等)

2020年

1～2月

指定国立大学が先導する国立大学法人制度の抜本的改革に向けた検討の着手
(真の自立的経営に相応しい法的枠組みの再検討、新たな自主財源確保を可能とする各種制度整備)

3月

「**国立大学法人ガバナンス・コード**」策定
(大学のミッション・戦略の明確化、経営協議会等の体制、ステークホルダーへの情報開示等)

第4期中期目標期間
2022年～(6年間)

国が国立大学法人に期待する役割・機能

- 世界最高水準の教育研究の先導、イノベーションや知の多様性の源泉となる学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保など、**人類社会全体の発展**へ寄与【**普遍的使命**】
- 世界的規模で公共的な価値への投資が活発化・加速化する中、**機能拡張により公共を担う経営体へ転換**し、全国の知的インフラのネットワーク集積機能を活かし、**成長戦略の切り札**として貢献【**新たな役割**】

国立大学法人と国との関係（自律的契約関係）

- **国との関係性における新たな枠組み（自律的契約関係）を構築**
 - ➔ 国は、国立大学法人に負託する役割や機能の発揮が出来る環境構築に責任を持つとともに、法人が自らの裁量で機能を拡張できるよう、規制による事前管理型から事後チェック型へ
 - ➔ 国が毎年度財政措置を講ずるに当たって求められる必要な関与と、国立大学法人の自律性・自律性に基づく発展とを両立させた形へ（国が個々の国立大学法人の経営全般にわたる目標を予め設定して管理する枠組みは、自ら多様な目的を持って自律的に発展していく国立大学法人には馴染まない）
- **多様なステークホルダーを巻き込み、社会変革の駆動力として成長し続ける経営体※1へ転換**
 - ➔ 国立大学法人は、国から負託された業務を確実に遂行することに加え、多様なステークホルダーとのエンゲージメント※2を通じて信頼関係を深める、ステークホルダーを巻き込んだ大学経営モデルへ

※1 新たな資金循環を駆動する機能を持ち、自ら成長し続ける仕組みを内包し、その機能で経済社会システムを変革させることを目指す組織体
 ※2 主体的に深い対話や共創等を通じた強い関与により、築き上げた信頼関係をもとに、責任を果たし、相互理解を得て、互恵的に協働すること

経営裁量の拡大を可能とする規制緩和

- 国立大学法人が真の経営体となるためには、「経営裁量を拡大出来る手段1」が必要
- 国は、資金獲得や組織変更の柔軟性など、国立大学法人が機能を拡張し新しい価値を社会に提供し続けるために不可欠な規制緩和を行うべき

（主な検討事項）

- | | |
|----------------------------------|--|
| ◇先行投資財源の確保とその循環拡大 | ◇定員管理等の柔軟化 |
| ✓ 大学債発行等の対象事業及び償還期間の更なる拡大・長期化 | ✓ 学位分野の変更なく収容定員の総数が増えない場合の学部・学科の再編等を伴う定員変更手続きの簡素化 |
| ✓ 共同研究・受託研究等の研究開発機能の出資可能な対象事業化 | ✓ 不断の改革に取り組むような場合に限り特例的に、学部収容定員の増を実施（地域ニーズが高く認められることが前提） |
| ✓ 複数法人による余裕金の共同運用の大臣認定に関する運用の見直し | ✓ 優秀な留学生の確保のため、定員管理の弾力化、留学生の授業料の設定の在り方の柔軟化 |
| ✓ 間接経費収入の運用ルールの柔軟化等 | ✓ 国際連携教育課程制度（JD）に係る最低修得単位数の軽減等について柔軟化 |

今後に向けて

- 経営体へ転換する度合いやスピードは、法人の設立背景や活動規模によって差異があり、**法人自らの特性に応じたガバナンスを選択できるようにすることが必要**
- 世界最高水準の研究を牽引する大学の抜本的強化のため、**高い自律性と厳しい結果責任**と同時に、**大きな経営自由度や裁量的経営資源を持ち、戦略的な変容力を発揮できるガバナンスを適用**することが不可欠
- ガバナンスを含め抜本的強化を行う法人が、創設される**大学ファンドを大幅な機能拡張にレバレッジを効かせる支援**として大いに活用

中期目標・中期計画の在り方

- 国：国立大学法人に求める役割や機能に関する基本的事項を大枠の方針として示すべき
- 法人：その中から、**自らの大学経営の目標に照らして、自身のミッションとして位置付けるものを選択**し、それを達成するための方策について、**自らの責任で6年間で達成を目指す水準や検証可能な指標を中期計画に明確に規定**することが不可欠

評価の在り方

- 国：**評価全体を簡素化**するとともに、法人評価について、**毎年度の年度評価を廃止**し、原則として、6年間を通じた業務実績を評価することとすべき
- 法人：**ガバナンス・コードへの適合状況等の積極的な公表により情報発信**を行うとともに、自らの取組について行う**自己評価**において、国以外のステークホルダーの視点も取り入れ、**充実・強化**を図るべき

エンゲージメントの在り方

- 国：ステークホルダーとの関係構築の有り様については、国立大学法人の自律性に委ね、その**プロセスの透明性や包摂性の観点からモニタリングするに留める**べき
- 法人：**透明性を確保し、積極的な情報公開により説明責任を果たす**ことで信頼を獲得していくことが不可欠であり、**ステークホルダーとの対話により得られた意見や要望などを、大学経営に活用**すべき

内部統制に係る組織の在り方

- 国：**法人に置くべき組織やその構成、役割などの大枠を示すに留め**、その他の事項については、**法人の経営判断に委ねる**べき（**経営の柔軟性**）
- 法人：多様なステークホルダーからの信頼を確実に獲得していくため、学長選考会議及び監事が持つ**牽制機能について可視化し、実効性のあるものとする**べき（**牽制機能の可視化**）
- 法人：**学長選考会議が自らの権限と見識**において、法人の長に求められる人物像に関する**基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるにふさわしい者を求め、主体的に選考**を行うべき。また、学長等の**幹部候補を発掘、育成、プールする仕組み**も重要

会計制度・会計基準

- 国以外の**多様なステークホルダーの目線からも理解しやすい財務諸表等へ改善**を図ることが必要
- 国立大学法人が自ら獲得した多様な財源を**戦略的に積立てる仕組みの創設**や、次期中期目標期間に**繰り越しが出来るよう目的積立金の見直し**を行うべき

人事給与マネジメント

- 教育研究の一層の活性化や全世代の活躍促進に向けて、**組織全体としての人事給与マネジメント**に取り組むことが必要
- **経営を支える職員**について、高度な専門スキルに応じた**専門職の配置や能力に応じた給与制度の導入**を行うとともに、**キャリア形成や専門性の強化**など、他機関との対等な人事交流を積極的に行いながら進めていくべき

組織の新陳代謝やリソースの戦略的再配分を可能とする**経営力の実行性を高める**とともに、ステークホルダーへの**徹底した情報公開と厳しいモニタリング**を通じて資金循環を駆動させ、社会変革をもたらすといった、**世界に類のない「公共を担う経営体」に相応しい新たな法的枠組みの在り方**について、大学ファンドの創設の動向も踏まえつつ検討し、大学経営のニューノーマルを日本発モデルとして創出することを期待

国立大学法人法の一部を改正する法律の概要

趣 旨

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監察会議とすること、監事の体制を強化すること等の措置を講ずるとともに、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する各国立大学法人を統合する等の措置を講ずる。

概 要

1. 中期計画の記載事項の追加並びに年度計画及び年度評価の廃止

- ①中期計画の記載事項として、目標の実施状況に関する指標を追加する【第31条第2項第3号】
- ②年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（年度評価）を廃止する【第2条第7項及び第31条の2第1項】

2. 国立大学法人等の組織体制の見直し

(1) 学長選考会議の権限の追加等

- ①学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする【第12条第2項】
- ②同会議は、(3)③の報告を受けたとき又は学長の解任要件に該当するおそれがあると認めるときは、学長に職務の執行状況について報告を求めることができることとする【第17条第4項】
- ③同会議の委員について、学長を加えることができないこととするとともに、理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることができることとする【旧第12条第3項の削除等】
※大学共同利用機関法人の「機構長選考会議」についても①～③と同様の措置を講ずる【第26条等】

(2) 指定国立大学法人の理事の員数の増加

指定国立大学法人の理事は、2名まで増員できることとする【別表第一備考第3号】

(3) 監事の体制の強化

- ①複数の大学を設置する国立大学法人に置く監事の員数を、設置する大学の数に応じて増員する【第10条第1項】
- ②監事のうち少なくとも一人は常勤とする【第10条第2項等】
- ③監事は、学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、学長選考・監察会議又は機構長選考・監察会議に報告することとする【第11条の2等】

3. 国立大学法人等による出資の範囲の拡大

- ①指定国立大学法人のみに限定している研究成果活用事業者への出資を全ての国立大学法人等について可能とする(③に関するものを除く)
【第22条第1項第7号等】
- ②教育研究に係る施設、設備又は知的基盤の管理及び当該施設等の他の大学、研究機関その他の者の利用の促進に係る事業者への出資を可能とする
【第22条第1項第6号等】
- ③指定国立大学法人について、大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用して商品等の開発・提供を行う事業者）への出資を可能とする

4. 国立大学法人の統廃合【別表第一】

【第34条の5第1項】

- ①国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学を国立大学法人帯広畜産大学に統合する
- ②国立大学法人奈良教育大学を国立大学法人奈良女子大学に統合する

施行期日

令和4年4月1日（ただし、概要中4.のうち準備行為に係る規定は公布日）【附則第1条】

国立大学法人等による出資の範囲

国立大学法人が、保有する**研究成果や教育研究施設等の資源を社会に還元**するとともに、自ら投資を呼び込み、成長し続ける経営モデルを実現するための**規制緩和として、出資の範囲を拡大**。

I. 研究成果の活用

1. 研究成果活用事業者

改正事項

- 大学の研究成果を活用した**コンサルティング、研修・講習等**を実施する事業者
【対象:指定国立大学法人→全ての国立大学法人等に拡大】



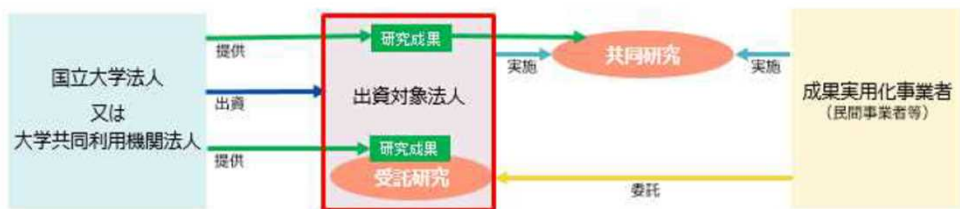
- 大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、**商品やサービスを開発・提供**する大学発ベンチャー
【対象:指定国立大学法人】



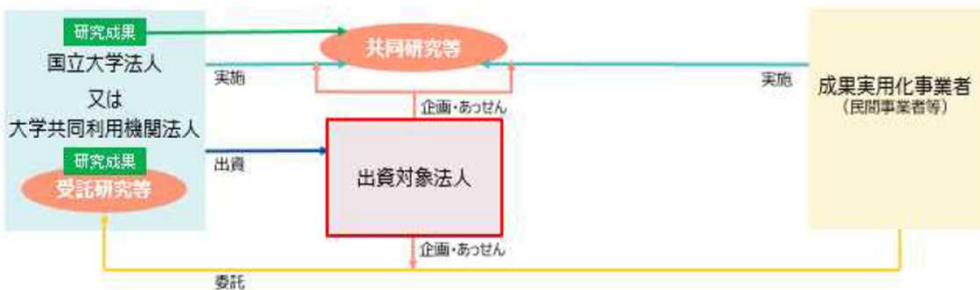
2. 研究成果活用促進事業者

【対象:全ての国立大学法人等】

- **民間事業者との共同・委託研究**の形で、大学の技術に関する研究成果を実用化するために必要な研究を行う事業者
【令和3年・政令改正】
(例: 大学が創出したシーズを元に企業等と共同研究を行う研究所)

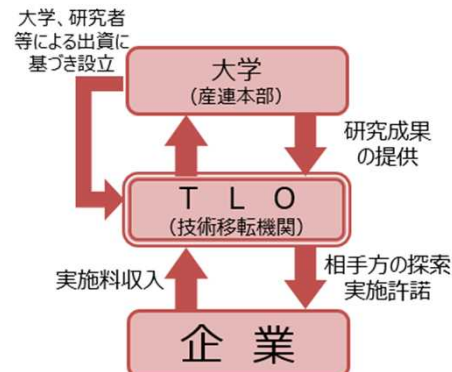


- 大学が**民間事業者との共同・委託研究**の形で行う、大学の技術に関する研究成果を実用化するために必要な研究等を**企画・あっせん**する事業者
【令和3年・政令改正】
(例: 大学の有するシーズと企業のニーズをマッチングするオープンイノベーション機構)



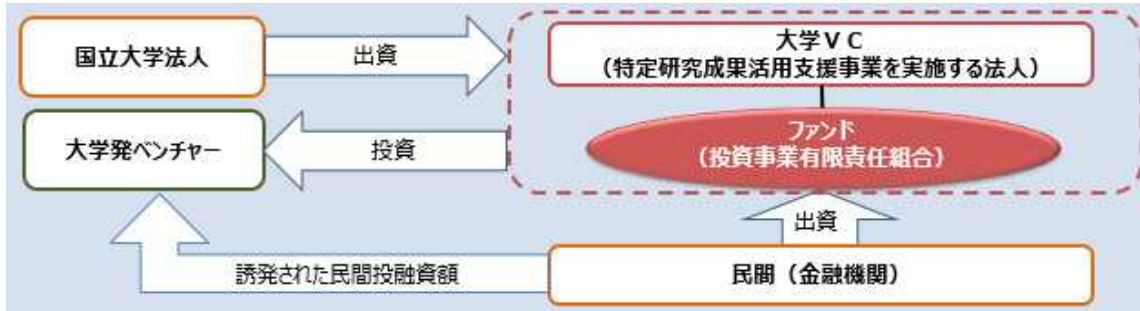
- **技術移転機関 (TLO)** ※特許権等の企業等による使用対価を大学に還元

＜平成15年・法律制定＞



- **研究成果活用支援事業者** <平成25年・法律改正> 【対象:全ての国立大学法人等】

- 大学発ベンチャーに出資等を行う**認定VC** (ベンチャーキャピタル)



II. 教育研究施設の管理・利用促進

改正事項

【対象:全ての国立大学法人等】

- 大学が保有する**教育研究施設等の資源を社会に還元**するため、**教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進**する事業を行う事業者

